

第2期
利根町子ども・子育て
支援事業計画

令和2年度～令和6年度

安心して子どもを産み
健やかに子育てできる環境づくり



令和2年3月
茨城県 利根町

はじめに

近年、急速に少子高齢化が進む状況の下、核家族化の進展や共働き世帯の増加、地域のつながりの希薄化などにより、子育ての負担や不安、孤立感が高まり、教育・保育サービスや地域における子育て支援などのニーズが多様化しています。このため国において、平成27年度から子ども・子育て支援を総合的に推進する「子ども・子育て支援制度」がスタートし、令和元年10月から子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、幼児教育・保育の無償化が実施されました。



本町におきましては、平成31年3月に各分野の行政計画の最上位に位置づけた「第5次利根町総合振興計画」を策定し、その計画に整合させながら令和2年3月に「第2期利根町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しました。この総合戦略は、本町の急激な少子高齢化の進展に的確に対応するとともに、将来にわたって活力ある地域を維持していくための施策を全庁的に推進して行くもので、子育てを応援する施策では、子ども・子育て支援計画とはまた違った視点から5年後の目標値を定め、事業を推進してまいります。

「第1期利根町子ども・子育て支援事業計画」では、平成27年度から令和元年度までの5年を1期とし事業を推進することで、家庭や地域が共に支えあいながら、子どもを健やかに産み育てることのできる環境づくりに努め、心身両面で孤立しがちな子育て家庭を支援してきました。さらに、令和2年度から令和6年度までを第2期とする本計画では、「第5次利根町総合振興計画」に設定されている「安心して子どもを産み 健やかに子育てできる 環境づくり」を基本方針として掲げ、社会情勢や国の動向に対応しながら、子育て世帯のニーズ調査結果を取り入れた本計画を策定しました。

本町で育っていくすべての子どもたちと、その子育て環境を支援していくため、家庭・地域社会・行政など町民全体の連携で支援体制をつくりあげていきたいと考えておりますので、町民の皆様、関係各位のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、「利根町子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査」にて貴重なご意見をいただきました町民の皆様をはじめ、利根町子ども・子育て支援会議委員ならびに関係各位に対しまして、心からお礼を申し上げます。

令和2年3月

利根町長 佐々木 喜章



目次



I. 計画策定にあたって	1
1. 計画策定の背景と趣旨	3
2. 計画の位置づけ	4
3. 計画の期間	5
II. 子育てを取り巻く現状と課題	7
1. 人口・世帯	9
(1) 人口の推移	9
(2) 年少人口の推移	9
(3) 世帯数の推移	10
(4) 児童のいる世帯の状況	10
(5) 人口推計	11
2. 出生・結婚	12
(1) 未婚率	12
(2) 婚姻数及び婚姻率の推移	13
(3) 離婚数及び離婚率の推移	13
(4) 出生数及び出生率の推移	14
(5) 女性の年齢階級別労働力率	15
(6) 母の年齢階級別出生数の推移	15
3. 教育・保育の状況	16
(1) 保育所・認定こども園等の利用者数の推移	16
(2) 保育所利用者数の推移	16
(3) 認定こども園，事業所内保育所の利用者数の推移	17
(4) 児童・生徒数の推移	18
(5) 放課後児童クラブ，放課後子ども教室利用者数の推移	18
(6) 障がい児数（18歳未満手帳所持者）の推移	19
4. 子育て支援事業の提供体制	20
5. ニーズ調査結果	21
(1) 調査実施の概要	21
(2) 調査結果	22
6. 利根町の子育て環境についての課題	27

Ⅲ.計画の基本的な考え方	29
1. 基本方針	31
2. 基本的な視点	32
3. 基本目標	34
4. 計画の体系	36
5. 計画の推進体制	38
Ⅳ.子ども・子育て支援事業の展開	39
1. 子ども・子育て支援制度の趣旨とポイント	41
2. 子ども・子育て支援制度の概要	42
(1) 子ども・子育て支援給付	42
(2) その他の子ども及び子どもを養育している方に必要な支援	43
(3) 子どもの認定区分	44
3. 教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業の二ーズ量推計	46
(1) 推計の手順	46
(2) 将来推計人口	47
4. 教育・保育提供区域の設定	48
5. 幼児期の教育・保育	48
(1) 認定区分について	48
(2) 各年度における教育・保育の量の見込み（目標事業量）	49
(3) 提供体制の内容及びその実施時期（確保方策）	49
6. 地域子ども・子育て支援事業	54
(1) 利用者支援事業	55
(2) 地域子育て支援拠点事業	56
(3) 妊婦健康診査	57
(4) 乳児家庭全戸訪問事業	58
(5) 養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	59
(6) 子育て短期支援事業（ショートステイ）	60
(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	61
(8)-1 一時預かり事業（在園児を対象とする幼稚園預かり保育）	62
(8)-2 一時預かり事業（幼稚園預かり保育以外）	63
(9) 延長保育事業	64

(10) 病児保育事業	65
(11) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	66
(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業	67
(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業	67

V.分野別事業の展開 69

1. 子育て家庭への支援充実	71
主要課題（1）相談と情報提供の充実	71
主要課題（2）子育て家庭への経済的支援	72
主要課題（3）子育て支援ネットワーク・交流の場づくり	72
2. 親と子の健康の確保と増進	73
主要課題（1）子どもや母親の健康づくり	73
主要課題（2）食育の推進	75
3. 子どもの成長に資する教育環境の整備	76
主要課題（1）学校教育環境の充実	76
主要課題（2）体験・交流活動の推進	77
主要課題（3）家庭・地域の教育力の向上	78
4. 安全な子育て環境の整備	79
主要課題（1）子どもの見守り体制の充実	79
主要課題（2）子どもの遊び場，居場所の確保と充実	80
5. 仕事と生活の調和の促進	81
主要課題（1）働き方の見直しによる子育て環境の整備	81
6. 要保護児童への対応等，きめ細やかな取り組みの推進	82
主要課題（1）困難を抱える家庭への支援	82
主要課題（2）障がい児等への支援	83
主要課題（3）児童虐待防止対策の充実	84

資料編 85

1. 計画の策定経過	87
2. 利根町子ども・子育て支援会議設置要綱	88
3. 利根町子ども・子育て支援会議委員名簿	90



I. 計画策定にあたって





1. 計画策定の背景と趣旨

わが国の平成 29 年の出生数は 94 万 6,065 人となり、統計を取り始めた明治 32 年以降で過去最低を更新しました。平成 29 年の合計特殊出生率は 1.43 で、過去最低であった平成 17 年の 1.26 からは若干回復しているものの、人口を維持するために必要な合計特殊出生率 2.07 を大きく下回っています。

これまで国においては、平成 15 年に制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づきさまざまな少子化対策の取り組みを進めてきました。しかしながら、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化等、子どもと子育て家庭を取り巻く社会情勢等の変化から、一層の子育て支援が求められています。

このため、平成 27 年度から、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する「子ども・子育て支援制度」が全国において本格的にスタートし、「量」と「質」の両面から社会全体で子ども・子育てを支えるとともに、平成 26 年度までの時限立法であった「次世代育成支援対策推進法」が令和 6 年度末まで延長され、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ育成される社会を形成するためのさまざまな取り組みのさらなる推進・強化が図られています。さらに、令和元年成立の「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」では、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、幼児教育・保育の無償化が実施され、子育てのための施設等利用給付が創設されました。

このほか、平成 28 年の児童福祉法の改正による全ての子どもが権利の主体であることの明確化、平成 26 年にとりまとめられた「子供の貧困対策に関する大綱」が令和元年 11 月に見直され、子どもの貧困対策のさらなる推進など、子どもの最善の利益の実現を目指し取り組みを進めています。

本町においては、「利根町子ども・子育て支援事業計画」（平成 27 年度～令和元年度）に基づき、子どもや子育て家庭に対する施策や事業を総合的に推進してきました。同計画の策定から 5 年が経過したことから、あらためて町民のニーズを把握し、社会情勢や国の動向に対応した「第 2 期利根町子ども・子育て支援事業計画」（令和 2 年度～令和 6 年度）（以下、本計画という）を策定しました。引き続き支援制度の趣旨を踏まえ、これまでの次世代育成支援対策の取り組みの進捗状況や課題を整理し、「安心して子どもを産み 健やかに子育てできる 環境づくり」を目指し、施策の推進に努めます。

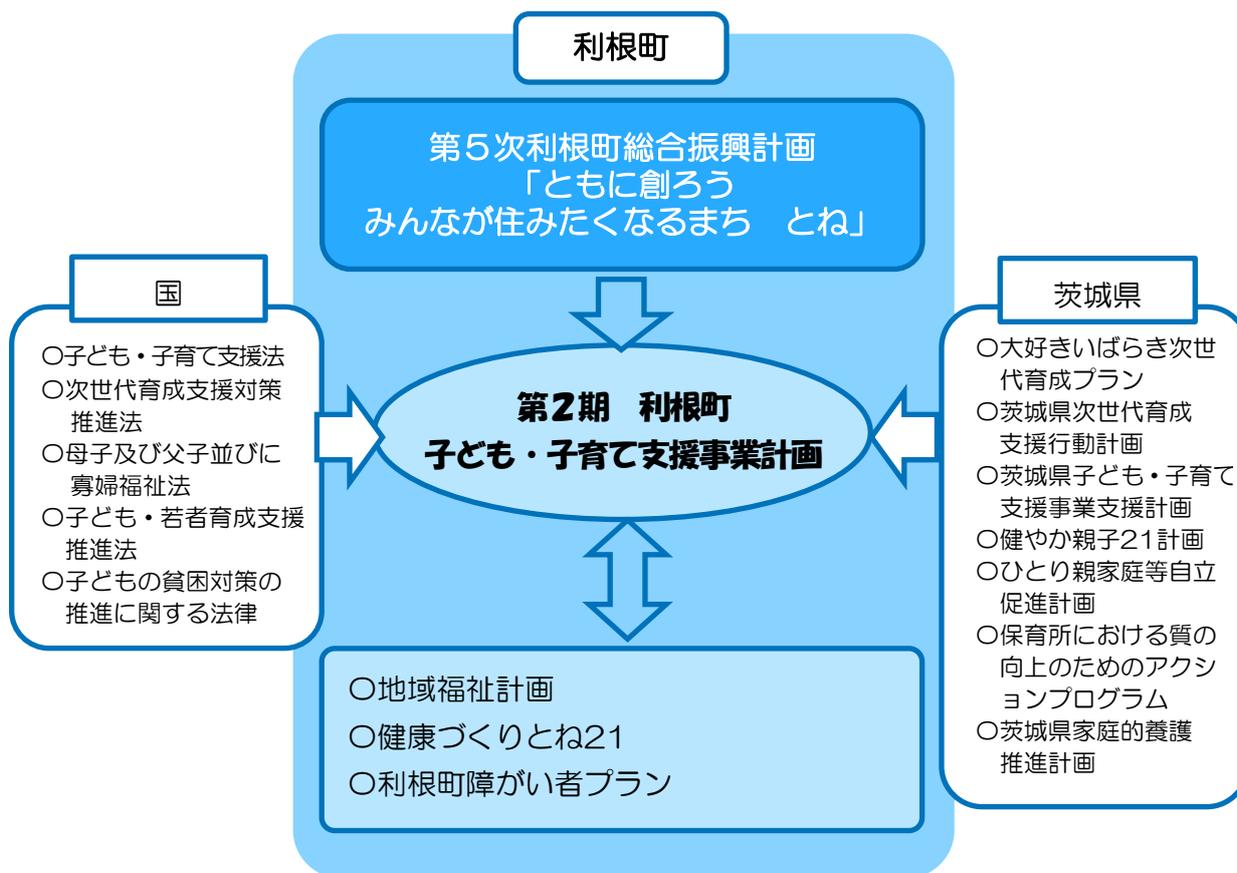




2. 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画です。策定にあたっては、その基本指針である「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に基づき策定します。

また、本計画の上位計画である、「第5次利根町総合振興計画」やその他の関連する計画との整合、連携を図ります。

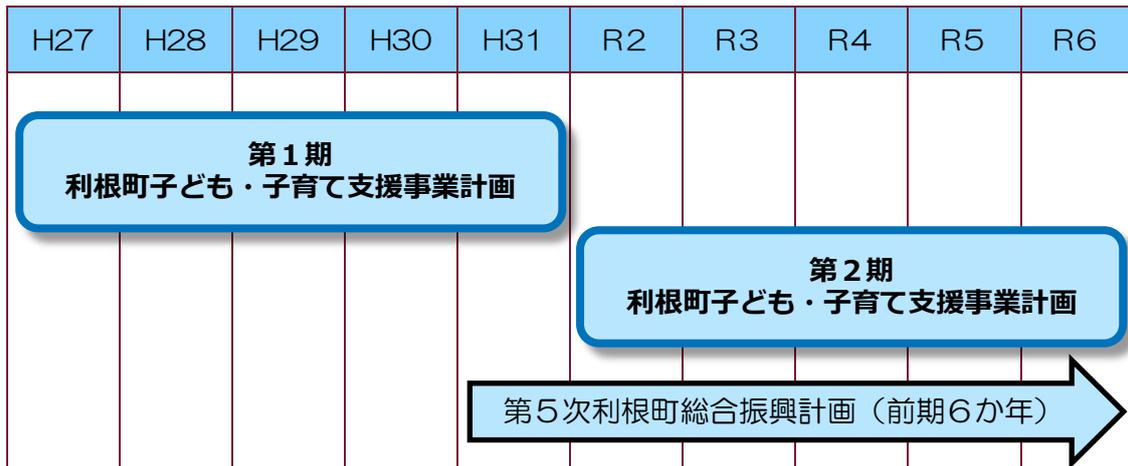




3. 計画の期間

本計画の期間は、令和2年度を初年度として、令和6年度までの5年間とします。

社会・経済情勢の変化や、本町の子どもと子育て家庭を取り巻く状況やニーズに大きな変化が生じた場合は、必要に応じて見直しを行います。





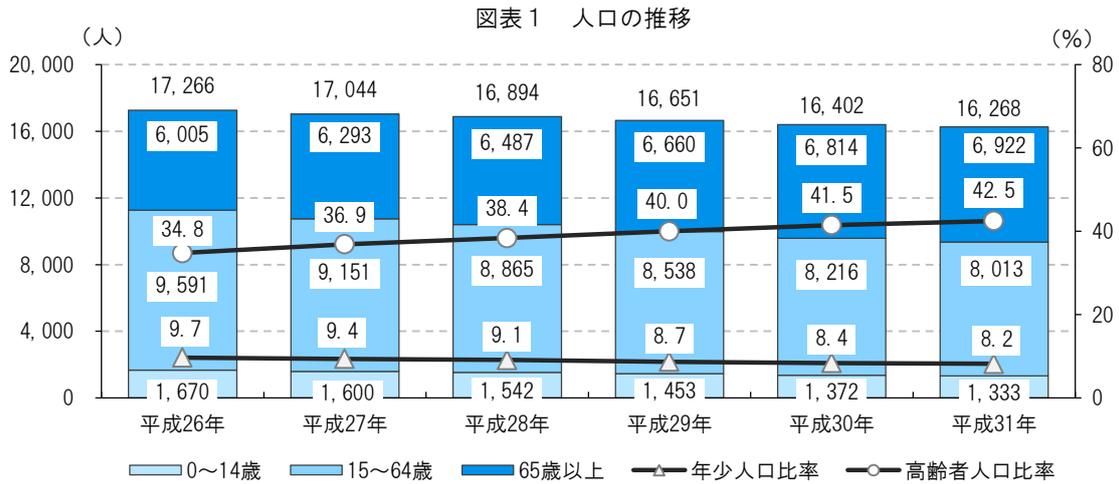
Ⅱ.子育てを取り巻く現状と課題



1. 人口・世帯

(1) 人口の推移

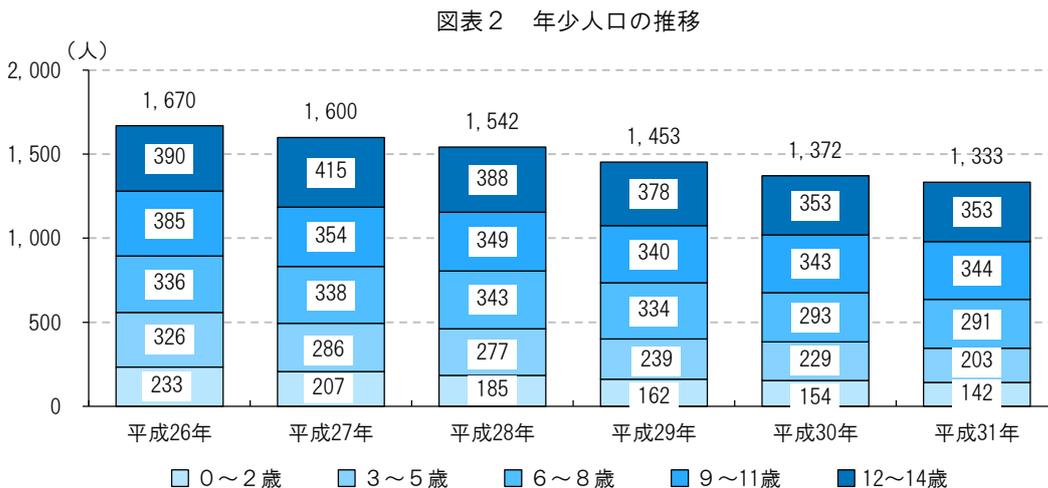
本町の総人口はゆるやかな減少傾向が続いており、平成31年4月時点の人口は16,268人となっています。年少人口比率は年々低下している一方で、高齢者人口比率は上昇が続いており、少子高齢化が着実に進んでいることが分かります。



資料：住民基本台帳 各年4月1日現在

(2) 年少人口の推移

年少人口の推移をみると、「0~2歳」、「3~5歳」はいずれも減少が続いており、年少人口の減少を裏付けています。



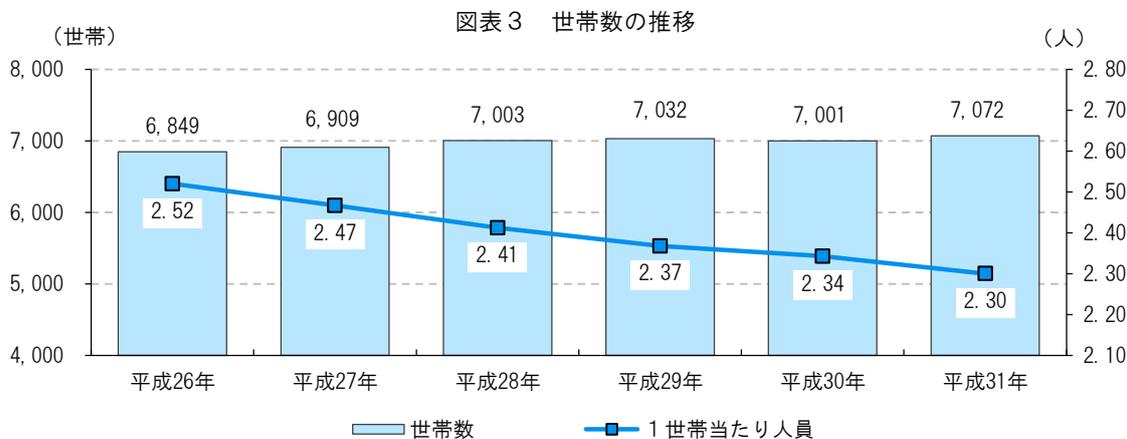
資料：住民基本台帳 各年4月1日現在





(3) 世帯数の推移

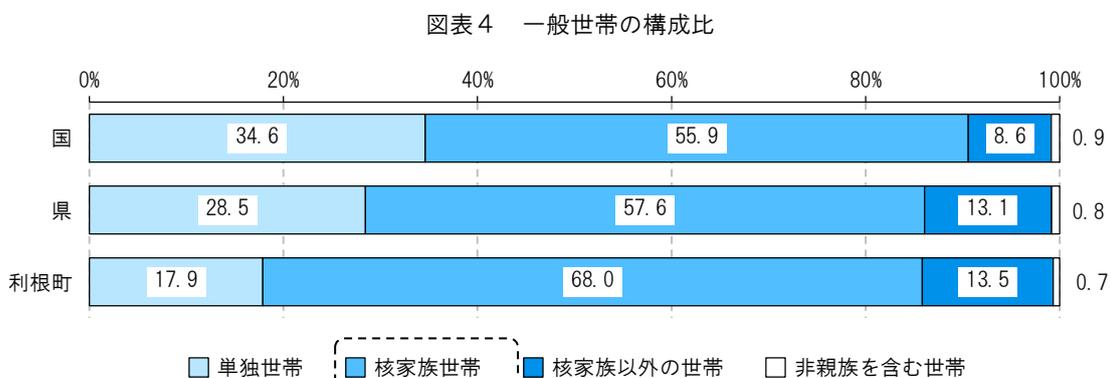
世帯数はゆるやかな増加傾向にあり、平成28年以降は7,000世帯以上となっています。1世帯当たり人員は世帯数の増加を受け、減少が続いています。



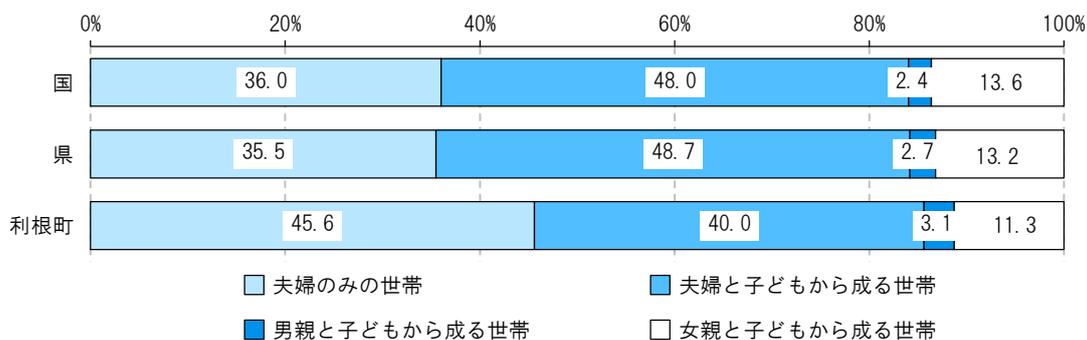
資料：住民基本台帳 各年4月1日現在

(4) 児童のいる世帯の状況

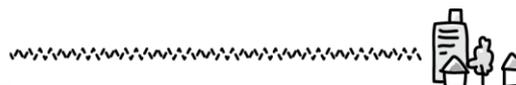
本町の一般世帯の内訳は「核家族世帯」が68.0%と約7割を占めています。核家族世帯をみると、「夫婦のみの世帯」が45.6%で、子どもがいる世帯は54.4%となっており、国や県と比べると低くなっています。



図表5 核家族世帯の構成比



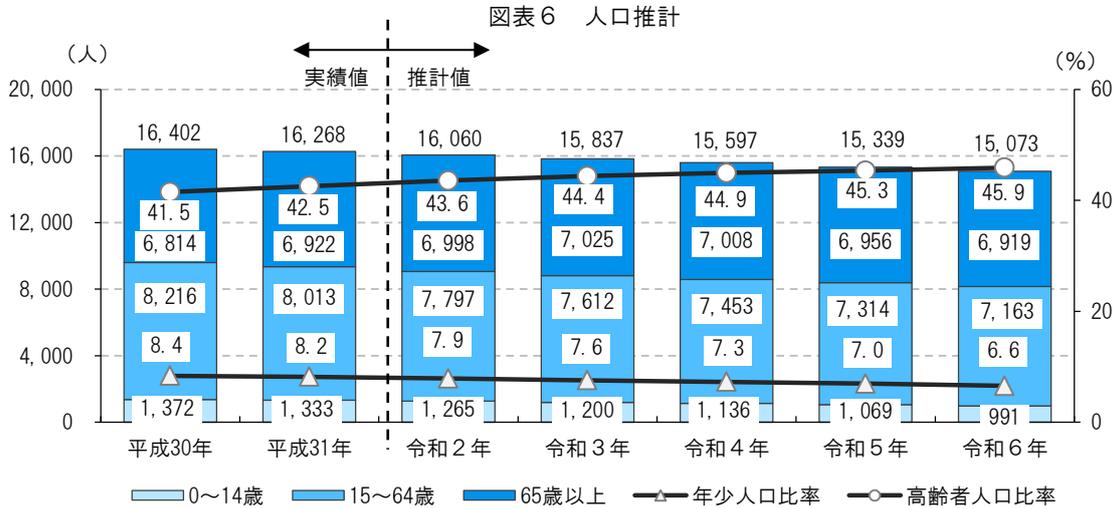
資料：平成27年国勢調査





(5) 人口推計

本町の人口は、今後減少が続くことが見込まれ、令和6年には約1万5千人になると推計されています。年少人口比率は低下し続け、令和6年には6.6%になると見込まれています。



資料：コーホート変化率法により算出

※コーホート変化率法とは、あるコーホート（同時出生集団）の一定期間における人口の変化率に着目し、その変化率が対象地域の年齢別人口変化の特徴であり、将来にわたって維持されるものと仮定して、将来人口を算出する方法



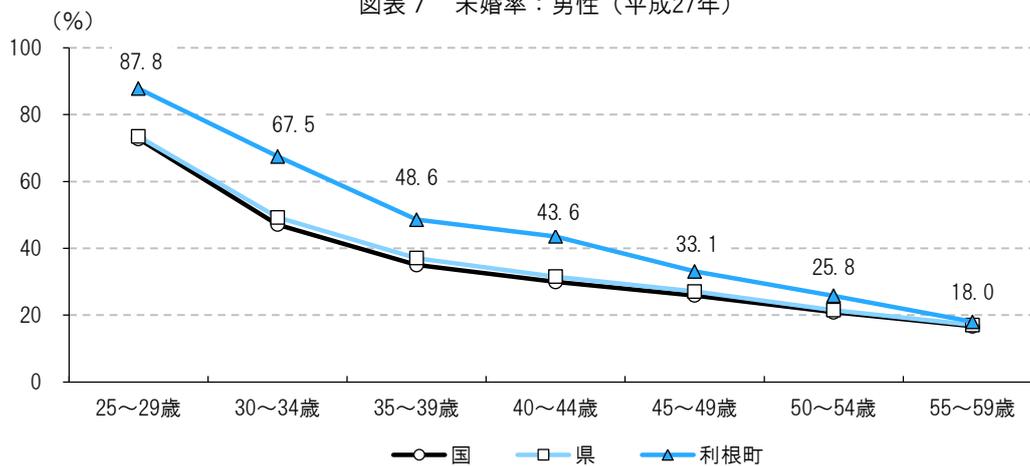


2. 出生・結婚

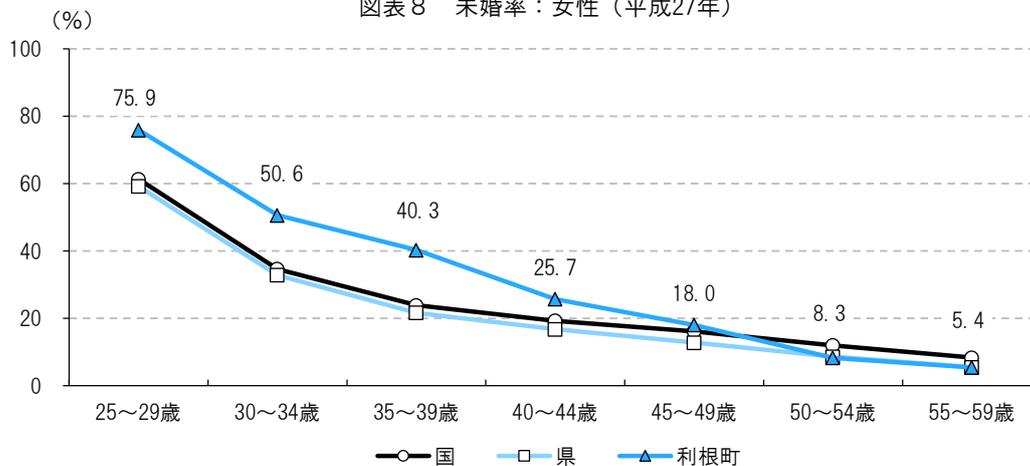
(1) 未婚率

本町の平成27年の男性の未婚率は、全年代で国、県を上回っており、女性は25～49歳で国、県を上回っています。

図表7 未婚率：男性（平成27年）



図表8 未婚率：女性（平成27年）

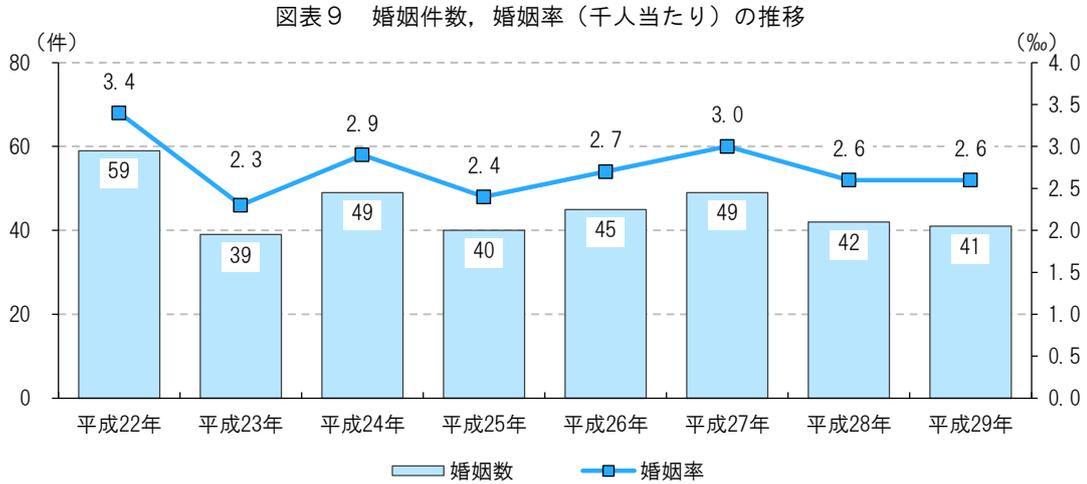


資料：国勢調査(平成27年) 配偶関係不詳を含まず算出



(2) 婚姻数及び婚姻率の推移

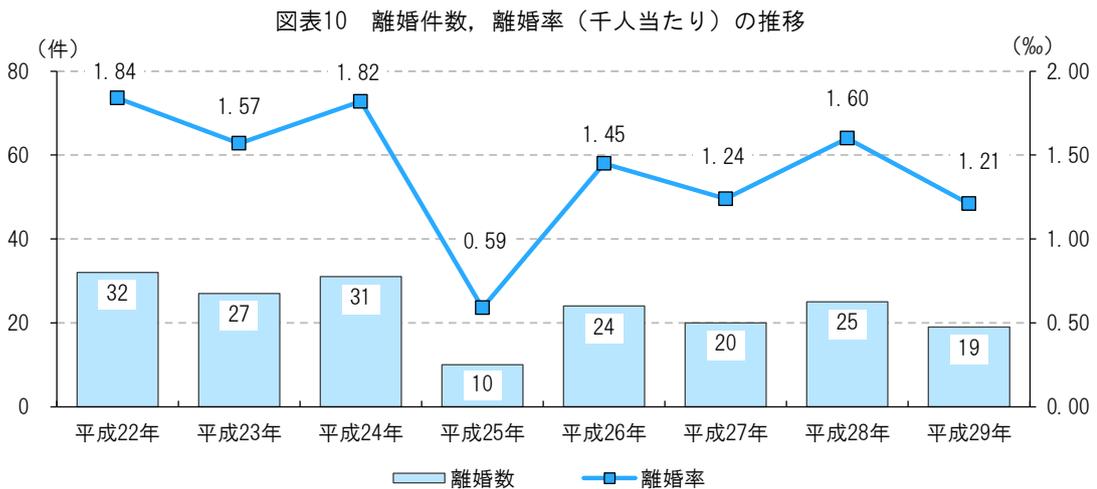
婚姻件数は、増減を繰り返していますが、ほぼ横ばいとなっており、婚姻率もほぼ横ばいで推移しています。



資料：茨城県保健福祉統計年報

(3) 離婚数及び離婚率の推移

離婚件数，離婚率ともに平成25年でやや低くなっていますが，平成26年以降は横ばいで推移しています。



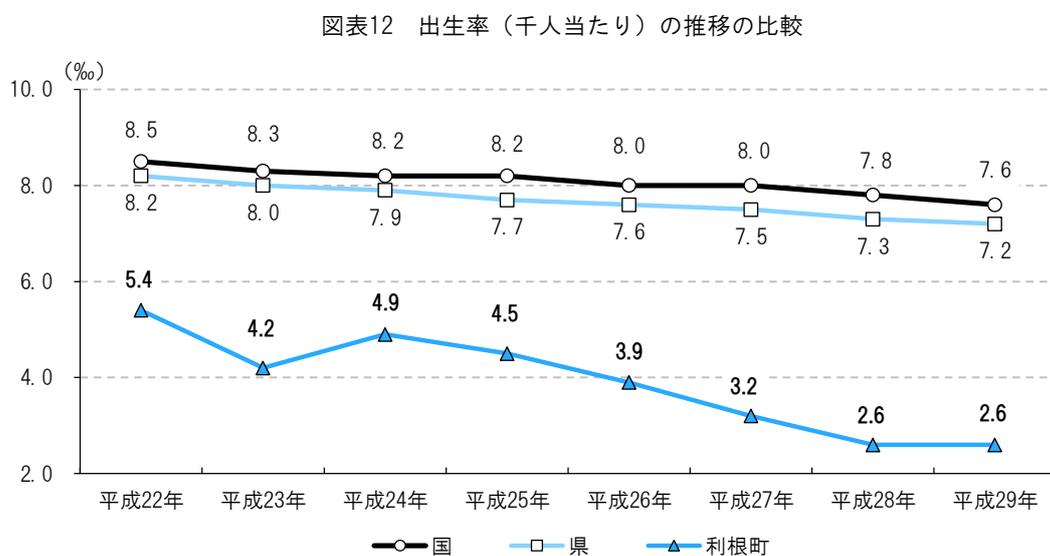
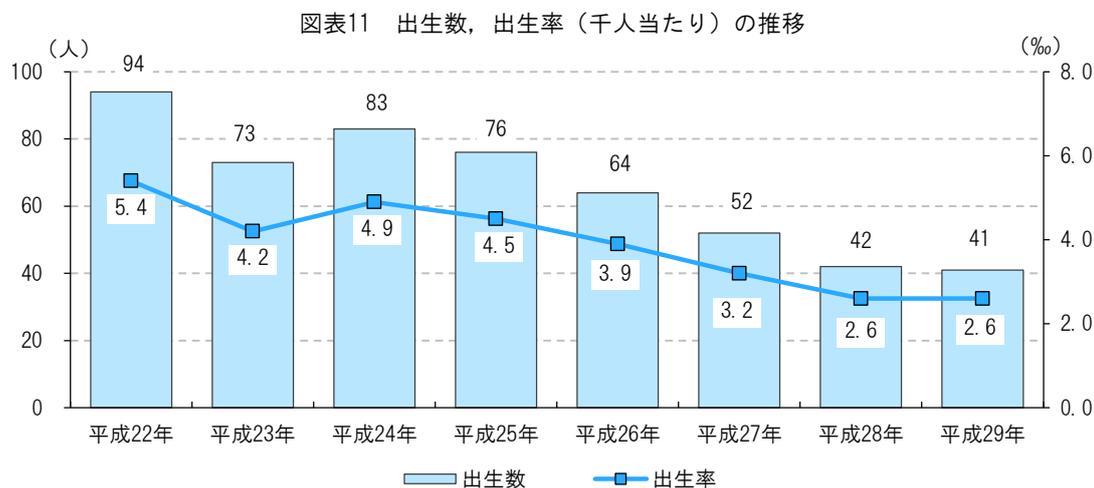
資料：茨城県保健福祉統計年報





(4) 出生数及び出生率の推移

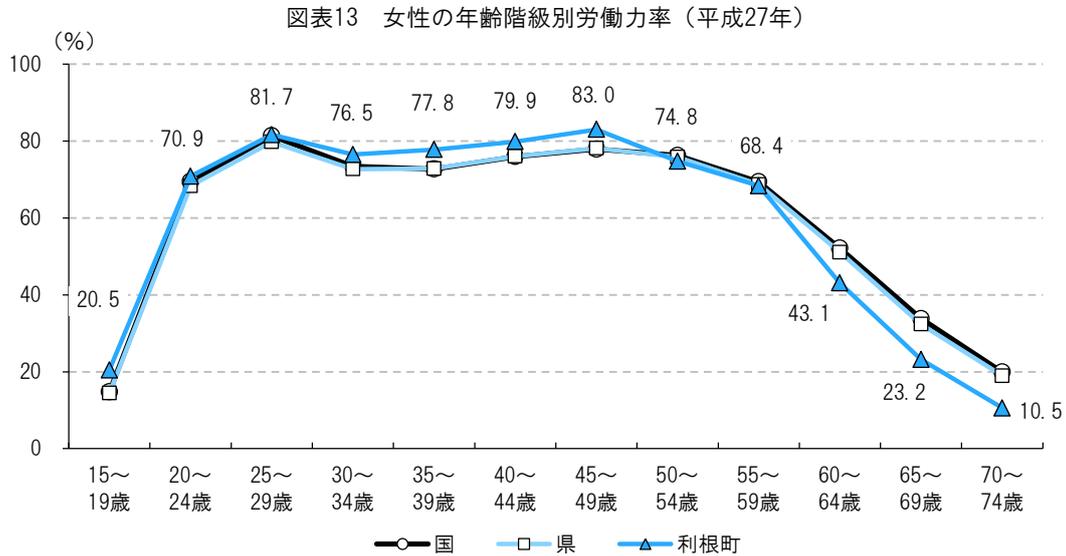
出生数は、ここ数年減少が続いており、平成29年時点で40人台にまで減少し、平成22年と比べ、半数以下となっています。出生率も同様に平成24年以降低下し続けています。また、本町の出生率は、国、県を下回っています。





(5) 女性の年齢階級別労働力率

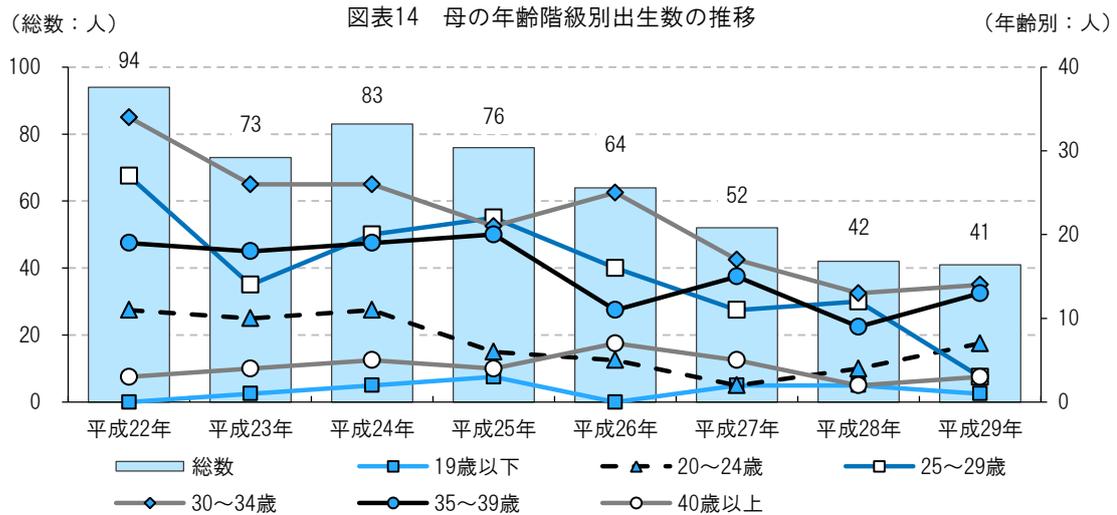
本町の女性の年齢階級別労働力率は、多くの年齢階級で国、県を上回っており、特に子育て時期である30～49歳でその傾向がみられます。



資料：国勢調査(平成27年) 労働力不詳を含まず算出

(6) 母の年齢階級別出生数の推移

母の年齢階級別出生数の推移は、多くの年齢階級で減少傾向がみられ、30～34歳と40歳以上は平成26年から28年で減少が続いており、平成29年では25～29歳で減少が大きくなっています。



資料：茨城県保健福祉統計年報

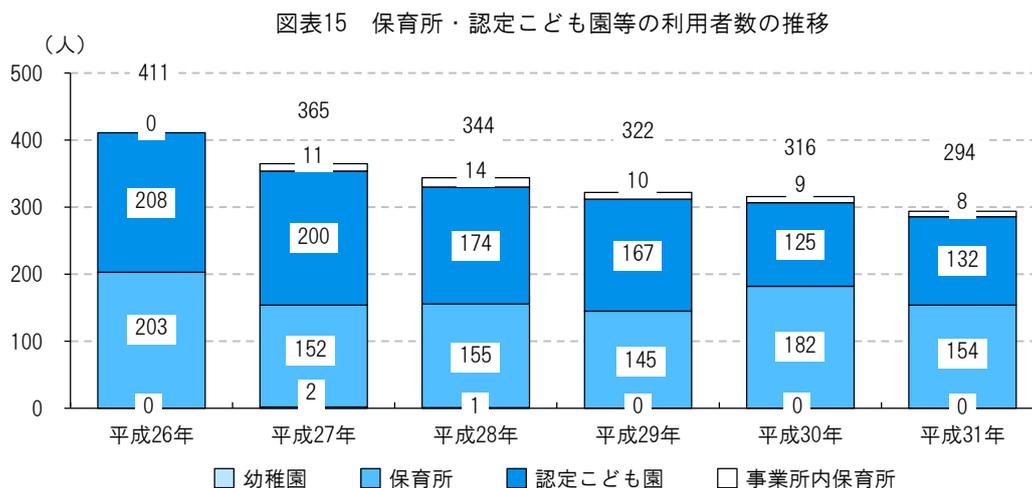




3. 教育・保育の状況

(1) 保育所・認定こども園等の利用者数の推移

町内には私立の保育所が2園、私立の認定こども園が3園、事業所内保育所が1園、運営されています。平成31年の時点で利用者は合わせて294人となっています。

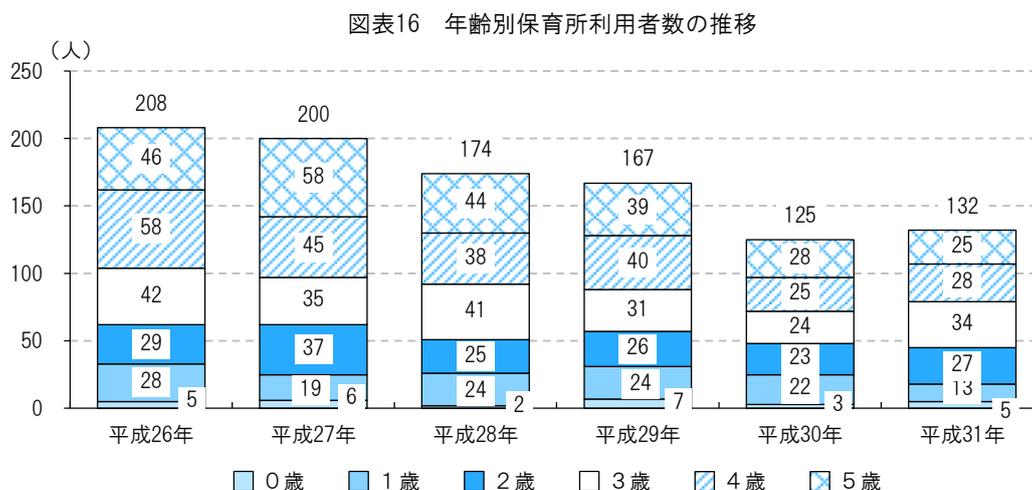


※保育所、認定こども園、事業所内保育所は各年4月1日現在、幼稚園は5月1日現在（管外利用含む）

資料：子育て支援課

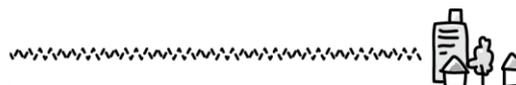
(2) 保育所利用者数の推移

私立の保育所の利用者数は、年々減少傾向にあります。平成31年4月1日現在で132人の利用があり、平成26年と比べ、約70人の減少となっています。



※各年4月1日現在（管外利用含む）

資料：子育て支援課



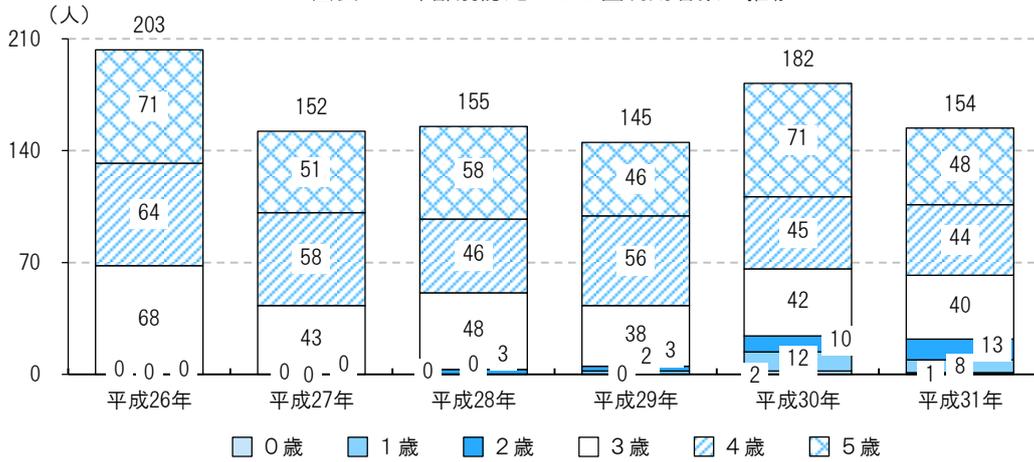


(3) 認定こども園，事業所内保育所の利用者数の推移

私立の認定こども園の利用者数は、平成30年に増加しましたが、平成31年には減少しています。平成31年4月1日現在で154人の利用があり、平成26年と比べ、約50人の減少となっています。

事業所内保育所の利用者数は、平成28年を除いて10人前後で推移しています。

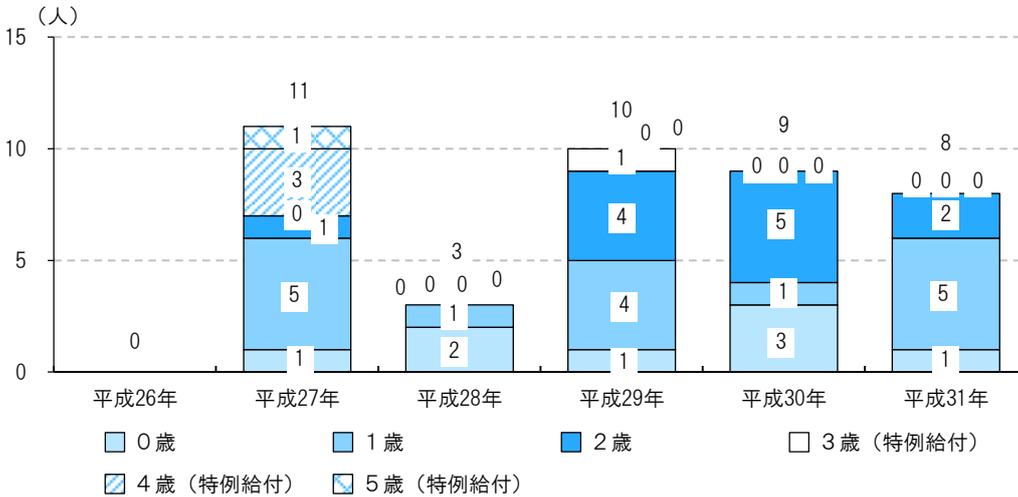
図表17 年齢別認定こども園利用者数の推移



※各年4月1日現在（管外利用含む）

資料：子育て支援課

図表18 年齢別事業所内保育所利用者数の推移



※各年4月1日現在（管外利用含む）

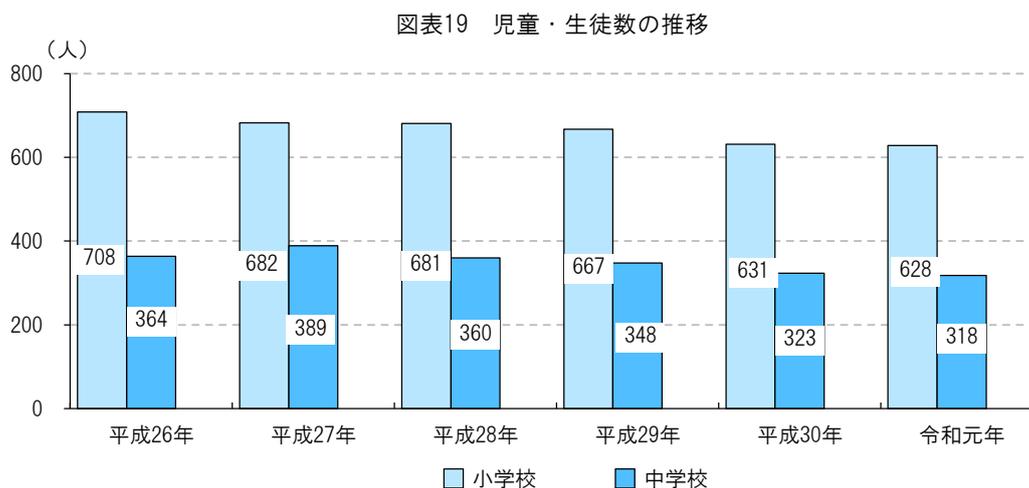
資料：子育て支援課





(4) 児童・生徒数の推移

町内には小学校が3校、中学校が1校あり、児童・生徒数は、ともに減少が続いています。小学校児童数は令和元年5月1日時点で628人で、平成26年と比べ、80人の減少となっており、中学校生徒数は同318人で、平成26年と比べ、約50人の減少となっています。

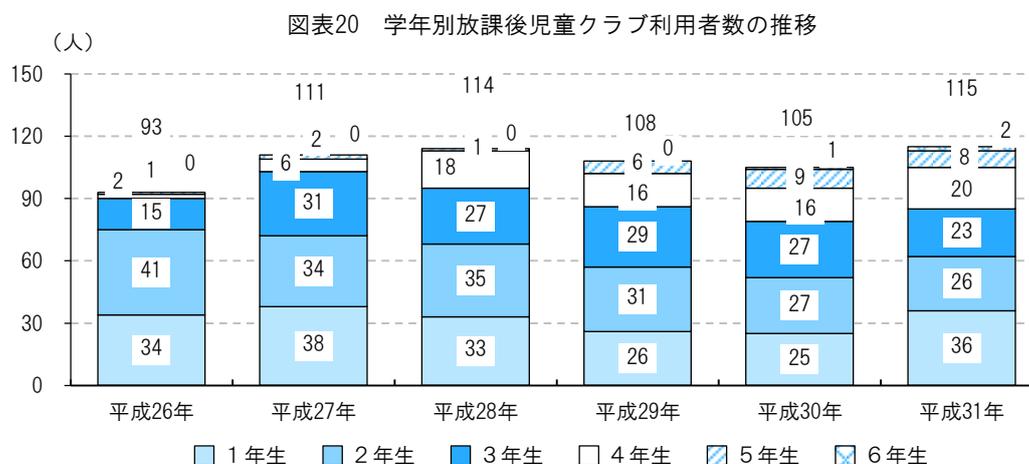


※各年5月1日現在

資料：学校教育課

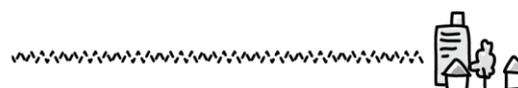
(5) 放課後児童クラブ、放課後子ども教室利用者数の推移

放課後児童クラブ利用者数は、ここ数年は横ばいとなっています。平成31年4月1日時点で115人の利用となっており、前年と比べ、1年生の利用が増加しています。



※各年4月1日現在

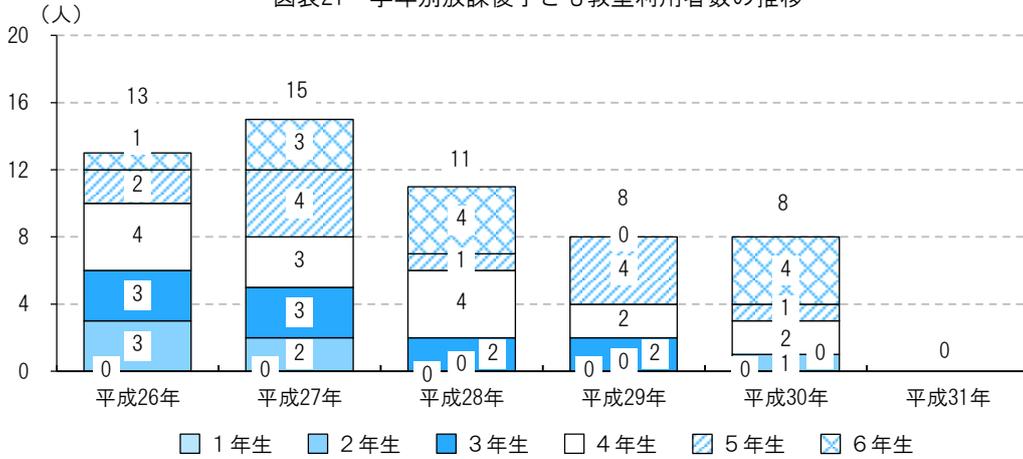
※資料：子育て支援課





放課後子ども教室利用者数は、平成27年以降減少傾向となっています。

図表21 学年別放課後子ども教室利用者数の推移



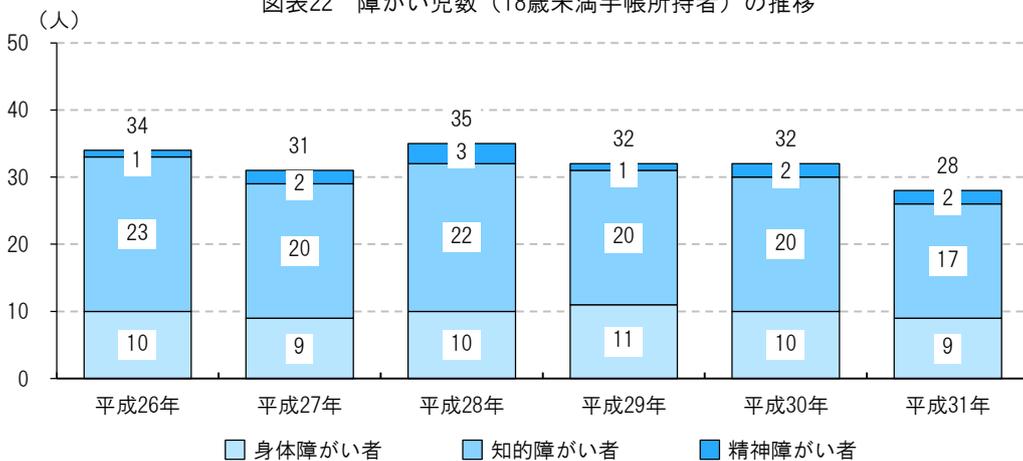
※各年4月1日現在

資料：生涯学習課

(6) 障がい児数（18歳未満手帳所持者）の推移

18歳未満の障がい者手帳所持者数は、平成28年以降、減少傾向にあります。知的障がい者が多くを占めており、平成31年では前年と比べ、減少しています。

図表22 障がい児数（18歳未満手帳所持者）の推移



※各年4月1日現在

資料：福祉課





4. 子育て支援事業の提供体制

子育て支援事業の提供体制として、施設数、定員数を以下の表にまとめました。

図表23 子育て支援事業の提供体制

子育て支援事業	施設の種類	施設数	定員数
幼児期の教育事業	認定こども園	3か所	208人
幼児期の保育事業	認可保育所	2か所	130人
	事業所内保育所	1か所	12人
地域の子育て支援事業	地域子育て支援拠点事業	1か所	-
	一時預かり事業（保育所・認定こども園）	6か所	-
	ファミリー・サポート・センター事業	1か所	-
	延長保育事業	4か所	-
	病児保育事業	1か所	3人
	子育て短期支援事業（ショートステイ）	4か所	-
	放課後児童クラブ	3か所	120人

令和2年4月1日現在



5. ニーズ調査結果

本町の子どもと家庭の状況を把握するために実施した「利根町子ども・子育て支援に関するニーズ調査」の結果の概要です。

(1) 調査実施の概要

① 調査の種類

調査は、就学前児童保護者調査と小学生保護者調査の2種類を実施しました。

調査名	調査対象	調査方法
就学前児童保護者調査	町内在住の就学前児童（0～5歳）のいる保護者320人	郵送による 配付・回収
小学生保護者調査	町内在住の小学生（1～6年生）のいる保護者481人	

※調査対象者は、住民基本台帳登載者の中から抽出

② 調査期間

調査期間は、平成30年11月13日～11月30日において実施しました。

③ 回収結果

各調査票の回収率は、就学前児童保護者調査が40.6%、小学生保護者調査が36.4%の結果となりました。

調査名	配付数	有効回収数	有効回収率
就学前児童保護者調査	320件	130件	40.6%
小学生保護者調査	481件	175件	36.4%
合計	801件	305件	38.1%





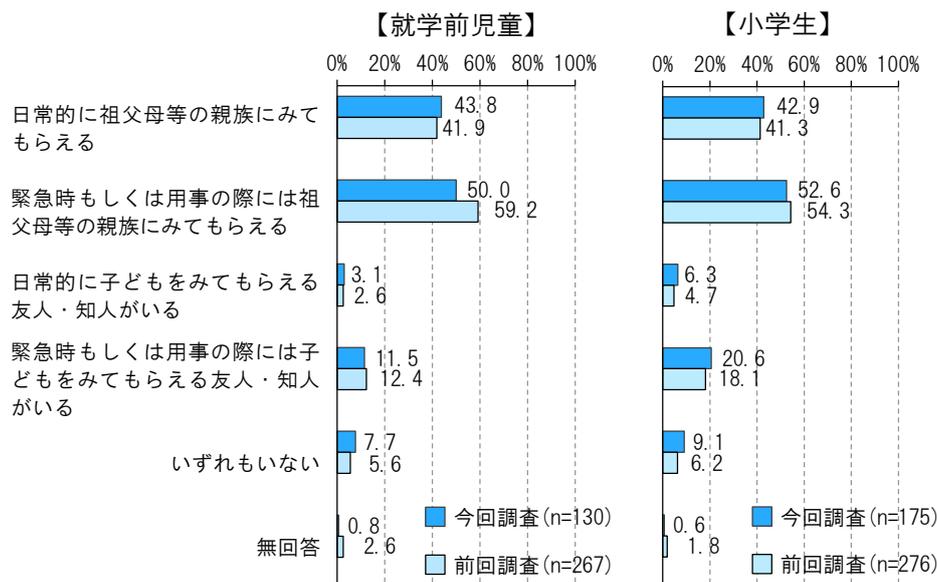
(2) 調査結果

① 子育てを取り巻く環境

● 日常的に祖父母等に子どもをみてもらえる人は約4割
 ● 子どもをみてもらえる人がいないという人は1割未満ですが、増加傾向

主な親族等協力者の状況をみると、就学前児童、小学生ともに「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」(50.0%, 52.6%) が最も高く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」(43.8%, 42.9%) の順となっています。

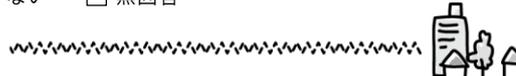
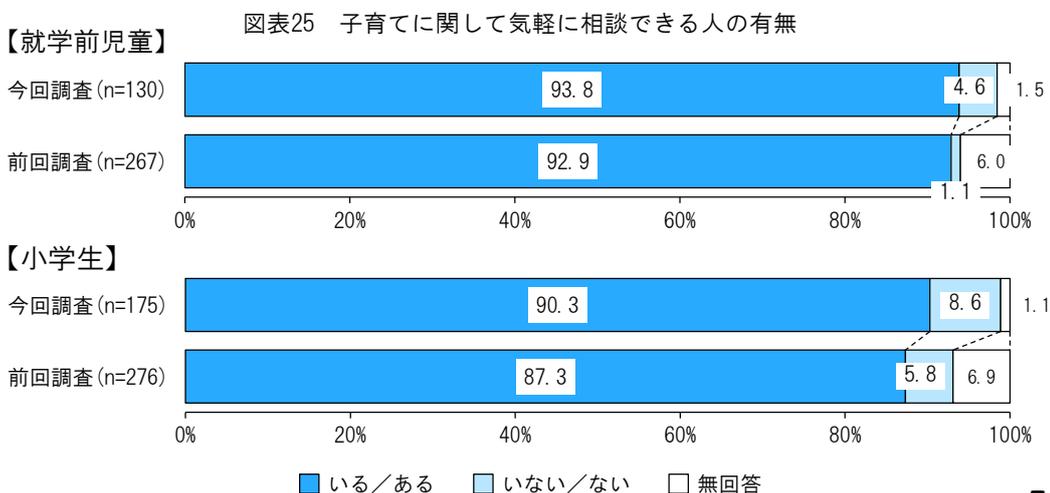
図表24 子どもをみてもらえる親族・知人の有無(複数回答)



② 子育てに関して気軽に相談できる人の有無

● 子育てで気軽に相談できる人がいる割合は9割以上で増加傾向

気軽に相談できる人の有無をみると、就学前児童では「いる/ある」が93.8%、小学生では90.3%とほとんどの方が「いる/ある」と回答しています。





③ 母親の就労状況

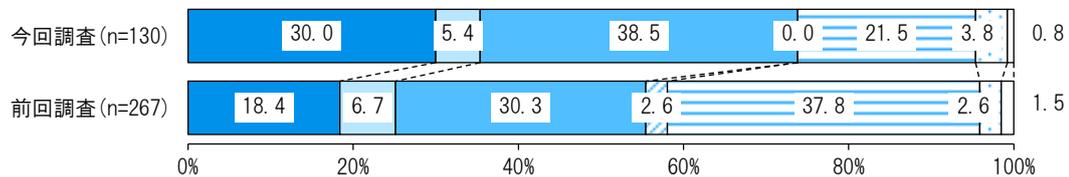
- 小学生保護者の母親のフルタイム就労は3割台，パート・アルバイトは約半数
- 就学前保護者の母親はフルタイムが3割，パート・アルバイトは4割弱
- 就労している母親は増加傾向

就学前児童では、「パート・アルバイト等で就労，産休・育休・介護休業中ではない」が38.5%と最も高く，次いで「フルタイムで就労，産休・育休・介護休業中ではない」が30.0%となっています。

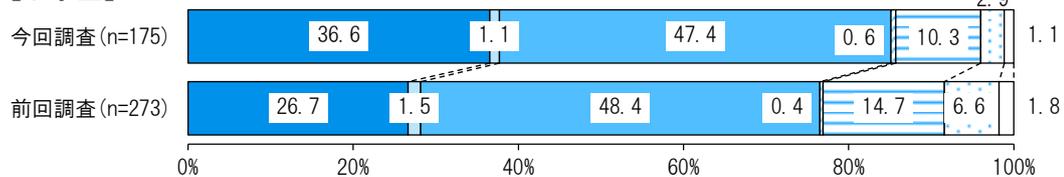
小学生では「パート・アルバイト等で就労，産休・育休・介護休業中ではない」が47.4%，「フルタイムで就労，産休・育休・介護休業中ではない」が36.6%と8割以上の方が就労しています。

図表26 母親の就労状況

【就学前児童】



【小学生】



- フルタイムで就労，産休・育休・介護休業中ではない
- フルタイムで就労，産休・育休・介護休業中である
- パート・アルバイト等で就労，産休・育休・介護休業中ではない
- パート・アルバイト等で就労，産休・育休・介護休業中である
- 以前は就労していたが，現在は就労していない
- これまで就労したことがない
- 無回答





④ 定期的な教育・保育事業の利用状況

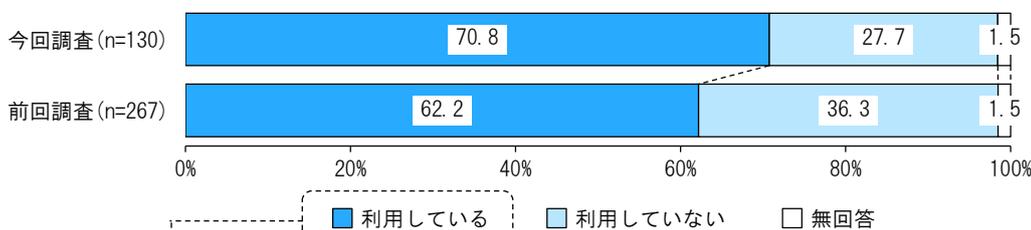
● 定期的な教育・保育事業の利用率は約7割で認定こども園1号認定・幼稚園、認可保育所、認定こども園2号・3号認定が同程度の利用率
 ● 利用希望は認定こども園1号認定・幼稚園が最も高い

定期的な教育・保育事業の利用状況をみると、「利用している」は70.8%となっています。

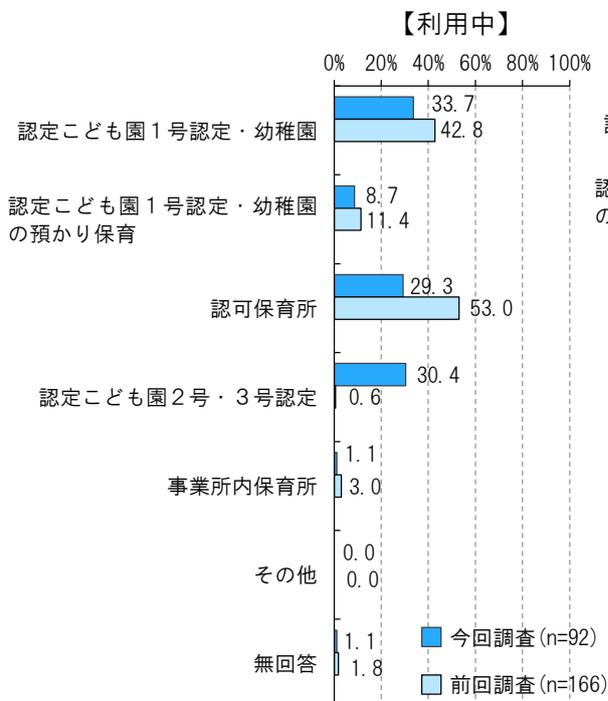
利用中の事業としては、「認定こども園1号認定・幼稚園」が33.7%、「認定こども園2号・3号認定」が30.4%、「認可保育所」が29.3%の順となっています。

一方、今後の利用希望では「認定こども園1号認定・幼稚園」が36.9%、「認可保育所」が32.3%、「認定こども園2号・3号認定」が30.8%の順となっています。

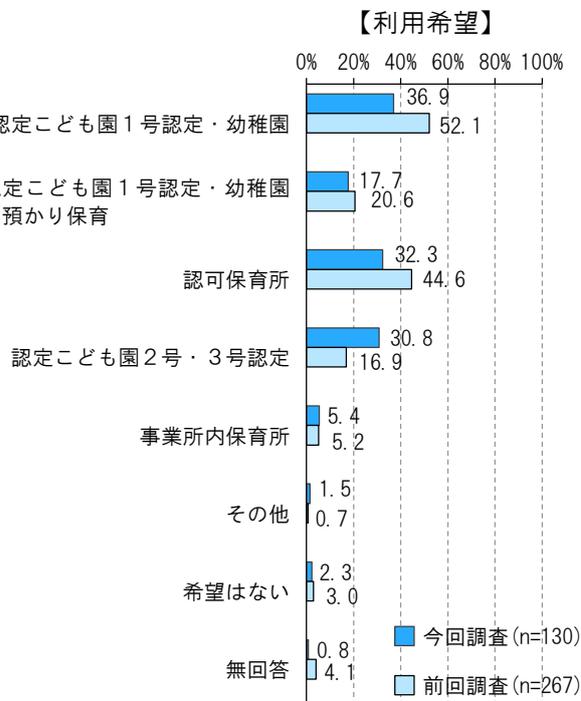
図表27 定期的な教育・保育事業の利用状況



図表28 利用中の定期的な教育・保育事業



図表29 希望する定期的な教育・保育事業





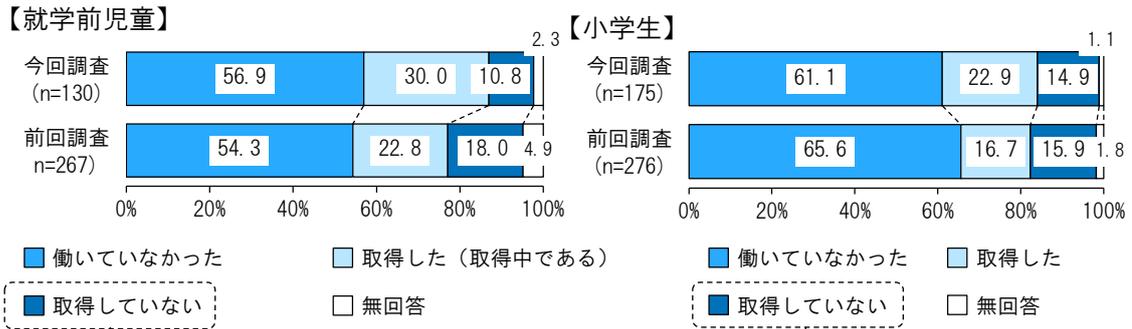
⑤ 母親の育児休業の取得状況

●母親の育児休業の取得率は就学前児童保護者で3割，小学生保護者で約2割
 ●育児休業を利用しない理由は職場に制度がなかった，退職した，が多い

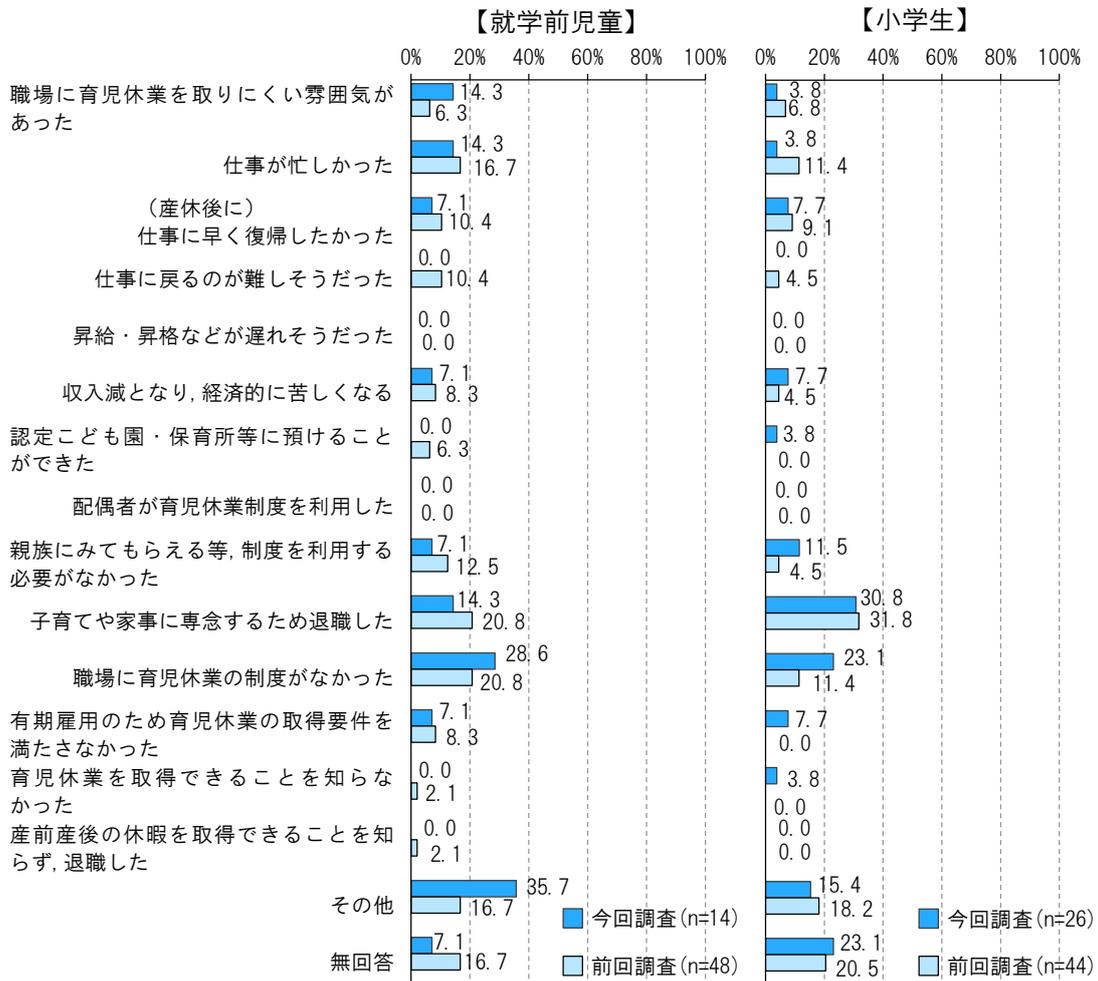
母親の育児休業制度の利用状況をみると、「取得した（取得中である）」は就学前児童で30.0%，小学生で22.9%となっています。

育児休業を利用しない理由は，就学前児童では「職場に育児休業の制度がなかった」が28.6%と最も高く，小学生では「子育てや家事に専念するため退職した」が30.8%と最も高くなっています。

図表30 育児休業制度の利用状況（母親）



図表31 育児休業を利用しない理由





6. 利根町の子育て環境についての課題

<ニーズ調査結果からの課題>

平成30年度実施のニーズ調査結果、平成25年度実施の前期調査結果との比較から、本計画で特に取り組むべき課題を以下のとおりまとめました。

女性の就労に伴う負担は2や5のように増えていますが、子育ての負担としては1や7のように主に母親の負担が増えている結果となっています。育児休業の取得は上がっていますが、職場復帰の時期の保育施設のニーズもうかがえます。子育て世帯の厳しい経済状況もうかがえる中、就労と子育てがバランスよく両立できるように、企業との連携の必要性、教育・保育施設のサービスの向上や相談事業の充実が期待されます。

1. 主な保育者が「父母ともに」が減少し、「主に母親」が増加
2. 母親の就労が増加
3. 現在利用している、又は希望する教育・保育施設の場所は「利根町内」がやや減少
4. 教育・保育施設未利用者で子どもが1歳になったころに利用したい保護者が増加
5. 土日の教育・保育施設の利用希望は低いが、希望理由は「月に数回仕事が入るため」が約8割
6. 長期休暇中の教育・保育施設の利用希望は約半数で、理由の約半数が「息抜きのため」
7. 子どもがケガや病気をした時の対処法は「母親が休んだ」が増加
8. とね子育て支援センターの利用意向が減少
9. 保健福祉センターの情報・相談事業は認知度は約8割ですが、利用意向は5割弱
10. 育児休業から希望より早く職場復帰した人の理由は、「希望する保育所に入るため」、「経済的な理由で早く復帰する必要があったため」が増加





Ⅲ.計画の基本的な考え方



1. 基本方針

安心して子どもを産み 健やかに子育てできる環境づくり

本町では、急速に少子高齢化が進む状況下、町内の幼稚園が認定こども園に移行するなど、教育・保育サービスの提供体制についても、大きな変化がありました。また、家庭や地域がともに支えあいながら、地域全体で子どもを健やかに産み育てることのできる環境づくりに努め、心身両面で孤立しがちな子育て家庭全体を支援してきました。

子どもは「未来の夢」、「次代の希望」であり、次代を担う子どもを育むことは、家庭と地域社会が存続するための基礎的条件であるとともに、地域社会に明るい未来をつくり出すものです。

本計画においても、従来のビジョンを継承し、基本方針を「安心して子どもを産み健やかに子育てできる環境づくり」と定め、子どもが人間として大切にされ、健やかに成長する環境を家庭・地域社会・事業主・行政など社会全体の連帯で作り上げていきます。





2. 基本的な視点

基本方針を実現するため、町は次の8項目を基本的な視点として施策に取り組みます。

視点1 子どもの幸せを第一に考える視点

次代の社会を担う子どもたちの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるように配慮する必要があります。また、「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」に示されているように、子どもに関わるさまざまな権利を擁護します。

視点2 すべての子育て家庭を支援する視点

核家族化の進行や地域における人間関係の希薄化、価値観の多様化などにより、子育て家庭の生活実態や子育て支援に関するニーズも多様になっています。利用者のニーズに対応した、柔軟で総合的な取り組みにより、すべての子育て家庭を支援します。

視点3 仕事と生活の調和の実現を促す視点

子育てと仕事、仕事と家庭生活や地域活動の両立は依然として困難な状況があり、それが少子化の1つの要因にもなっています。仕事と生活の両立が円滑に実現できるよう、職場における子育てへの配慮を促していきます。

視点4 地域社会全体で子育てを支える視点

子育ての第一義的な責任は保護者にありますが、一方で「子どもは社会の宝」であり、広く社会全体で支えていくことが必要です。地域社会、事業主、行政など社会を構成するそれぞれが協力して、次代を担う子どもたちが健やかに育つ環境を整えていきます。

視点5 地域の社会資源を活用する視点

町には公民館、学校などの公共施設や子育てサークルを始めとする地域の活動団体、また、豊かな自然環境などがあります。こうした地域の社会資源を十分に活用することによって、個性豊かな子どもを育てていきます。



視点6 サービスの量と質を確保する視点

サービスの対象が幼児・児童である教育・保育サービスに関しては、量を確保するとともにサービスの質を高めていくことも大切です。誰もが使いやすく満足のいくサービスとなるよう、量の確保だけでなく質の向上にも取り組みます。

視点7 地域の実情に応じた取り組みの視点

地理的な状況、人口・産業構造、社会的資源の状況等は、制約として働くこともあれば、活用すべき資源とみることでもあります。子ども・子育て支援の充実を図る際にも地域の状況に応じた取り組みとして推進していきます。

視点8 次代の担い手づくりという視点

次世代育成支援は、次世代の親となる子どもが、豊かな人間性を形成し、自立して家庭を持つことができるよう、長期的な視野に立った子どもの健全育成のための取り組みとして進めていきます。





3. 基本目標

前述の基本方針と基本的な視点に立って、次の6つの基本目標を設定し、施策を展開していきます。

基本目標 1 子育て家庭への支援充実

必要なサービスが必要なときに受けられるよう、さまざまな子育て支援サービスとその情報提供の充実を図ります。また、子育て家庭と地域社会とのネットワークづくりや経済的支援に重点を置き、不安や悩みにも的確に対応できるよう、子育て家庭への支援を充実していきます。

基本目標 2 親と子の健康の確保と増進

妊娠・出産にはじまり、育児の各ステージにおける子どもとその親の心身の健康を維持・増進していくために、切れ目のない支援体制を整備します。食育の推進、各種育児相談、親子の健康を支える医療の充実（特に小児医療の充実）など、保健、医療、福祉、教育の各分野の連携により、親と子の健康の確保と増進を図ります。

基本目標 3 子どもの成長に資する教育環境の整備

子どもたちが、さまざまな学習の機会や人々との交流をとおして子育ての大切さ、他人への思いやりや自然への愛情を育み、次代を担う社会の一員として成長できるよう、家庭、学校、地域における、教育環境のさらなる整備を進めます。

さらに、特色ある教育を進めるため、英語教育などの先進的な教育を推進します。

基本目標 4 安全な子育て環境の整備

子どもを安心して産み育てることができるよう、地域コミュニティの形成・強化や交通事故等の被害に遭うことのない安心安全な地域づくりの取り組みを推進していきます。また、子どもの遊び場や居場所の確保、情報提供を推進していきます。



基本目標 5 仕事と生活の調和の促進

すべての子育て家庭において、仕事と家庭生活のバランスの取れた多様な働き方を選択できるよう、仕事と子育ての両立を支援するための各種子育て支援サービスの充実に努めるとともに、男女共同参画に関する啓発を推進します。また、ワーク・ライフ・バランス実現に向けた環境整備と各種休暇制度などの意識啓発に取り組みます。

基本目標 6 要保護児童への対応等、きめ細やかな取り組みの推進

困難を抱える家庭への支援を充実していきます。また、より細やかな支援が必要な子どもとその保護者が安心して生活できるよう、教育・療育における適切な支援に取り組みます。

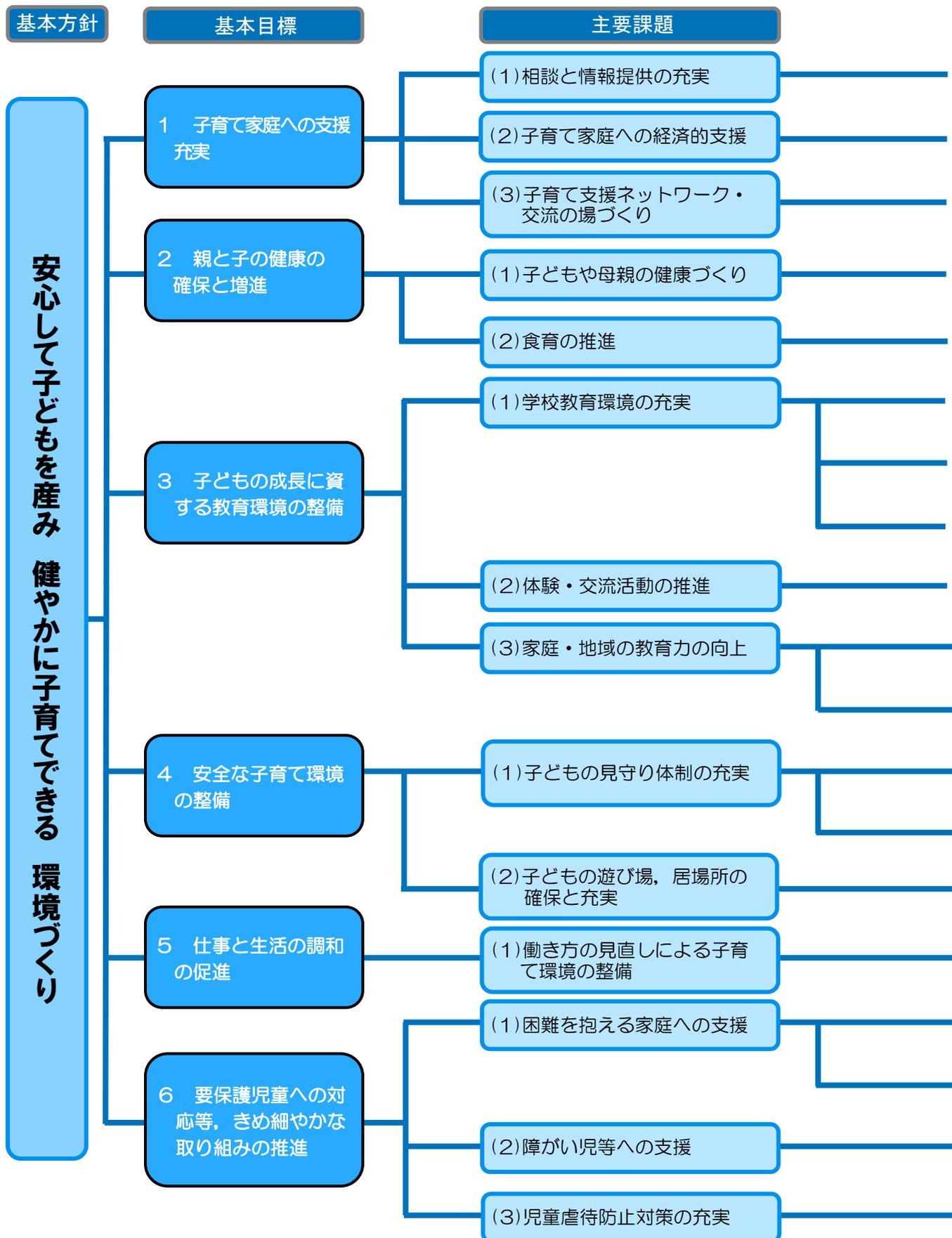
また、地域の関係機関の体制強化を図り、児童虐待の早期発見・早期対応に努め、要保護児童の対策を推進します。

※療育：障がい児が医療的配慮のもとで育成されること





4. 計画の体系





施策の方向

出産や子育てに対する精神的な不安を和らげるため、必要な情報提供や健康相談・保健指導の充実を図ります。

子育て家庭への経済的支援として、児童手当などの各種手当や幼児教育・保育の無償化を推進します。

雨の日でも過ごせ、いつでも気軽に親子で集い交流できる場所の設置を進めます。

妊娠出産から子育て期まで切れ目のない支援体制を整備します。各種健診・相談・予防接種の充実を図ります。地域医療と救急医療体制の充実を図ります。

食への意識が希薄になり、食文化や食の安全性が失われつつあるため、食育を推進します。

幼保小連携を進め、円滑な接続に取り組み、適切な就学支援を行います。

学校、家庭、地域がそれぞれの役割を十分に果たしながら、社会全体で子どもたちを守り育てる体制を構築します。

特色ある教育を進めるため、英語教育・プログラミング教育などの先進的な教育を推進します。

学校教育と連携を図り、子ども体験事業のさらなる充実を図ります。

学校と地域の連携による学校支援体制の充実や子どもを地域全体で育む環境の整備を推進します。

学校内外の諸問題を抱える子どもや保護者の相談体制の充実を図ります。

子育て世帯が地域の中で見守られながら安心して生活できるよう、地域コミュニティの形成・強化を図ります。

交通安全意識の啓発と危険個所の点検、子どもの交通安全対策を実施します。

公園や緑地の整備、子どもの活動の場の情報提供を推進します。また、公園施設や遊具の安全管理に努めます。

職場や家庭、学校などあらゆる機会を通じた男女共同参画に関する啓発活動を推進します。また、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた環境整備と各種休暇制度などの周知を図ります。

ひとり親家庭に対し、各種経済的支援や事業の情報提供を行います。

生活困窮や外国につながる幼児など困難を抱える家庭の支援に努めます。

早期発見に努め、療育、教育における適切な支援を行います。

子どもの権利擁護の啓発、児童虐待の早期発見・早期対応に努め、各機関との連携を図ることで、要保護児童の対策を推進します。





5. 計画の推進体制

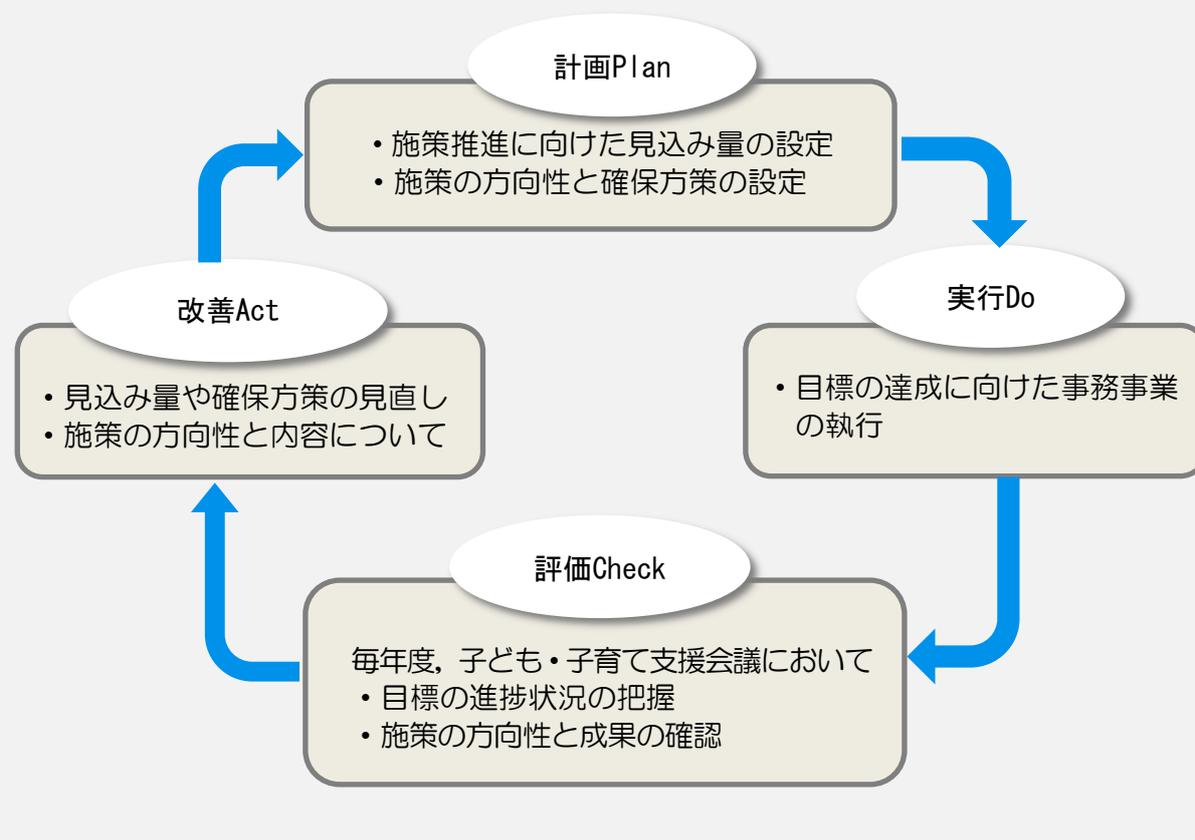
本計画の進行管理にあたっては、PDCAサイクルのプロセスに基づき、「利根町子ども・子育て支援会議」において、本計画の進捗状況等について報告し、点検・評価を受けるとともに、その結果や内容を施策や事業の見直し等に反映させることとします。

PDCAサイクル

「計画（Plan）・実行（Do）・評価（Check）・改善（Act）」の4つで構成される行動システムのことをいいます。

計画（Plan）は普遍のものではなく、実行に移し（Do）、結果・成果を評価し（Check）、改善・改良を加え（Act）、次の計画（Plan）へ繋げることが必要になります。

社会状況の変化が急速な現代にあつては、事業の不断の見直しが求められています。





IV.子ども・子育て支援事業の展開



1. 子ども・子育て支援制度の趣旨とポイント

「子ども・子育て支援制度」は、平成24年8月に成立した「子ども・子育て関連3法」に基づく制度で、平成27年度から本格的に施行されました。

主なポイントは「保育の量的拡大・確保」、「認定こども園の普及」及び「地域子ども・子育て支援の強化」です。

◆子ども・子育て関連3法の趣旨

保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進

◆主なポイント

- ①認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設
 - ・地域型保育給付は、都市部における待機児童解消とともに、子どもの数が減少傾向にある地域における保育機能の確保に対応
- ②認定こども園制度の改善（幼保連携型認定こども園の改善等）
 - ・幼保連携型認定こども園について、認可・指導監督の一本化並びに学校及び児童福祉施設としての法的位置付け
 - ・認定こども園の財政措置を「施設型給付」に一本化
- ③地域の実情に応じた子ども・子育て支援（利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブ等の「地域子ども・子育て支援事業」）の充実
- ④市町村が実施主体
 - ・市町村は地域のニーズに基づき計画を策定、給付・事業を実施
 - ・国・都道府県は実施主体の市町村を重層的に支える
- ⑤社会全体による費用負担
 - ・消費税率の引き上げによる、国及び地方の恒久財源の確保を前提
- ⑥政府の推進体制
 - ・制度ごとにバラバラな政府の推進体制を整備（内閣府に子ども・子育て本部を設置）
- ⑦子ども・子育て会議の設置
- ⑧施行時期
 - ・平成27年4月に本格施行





2. 子ども・子育て支援制度の概要

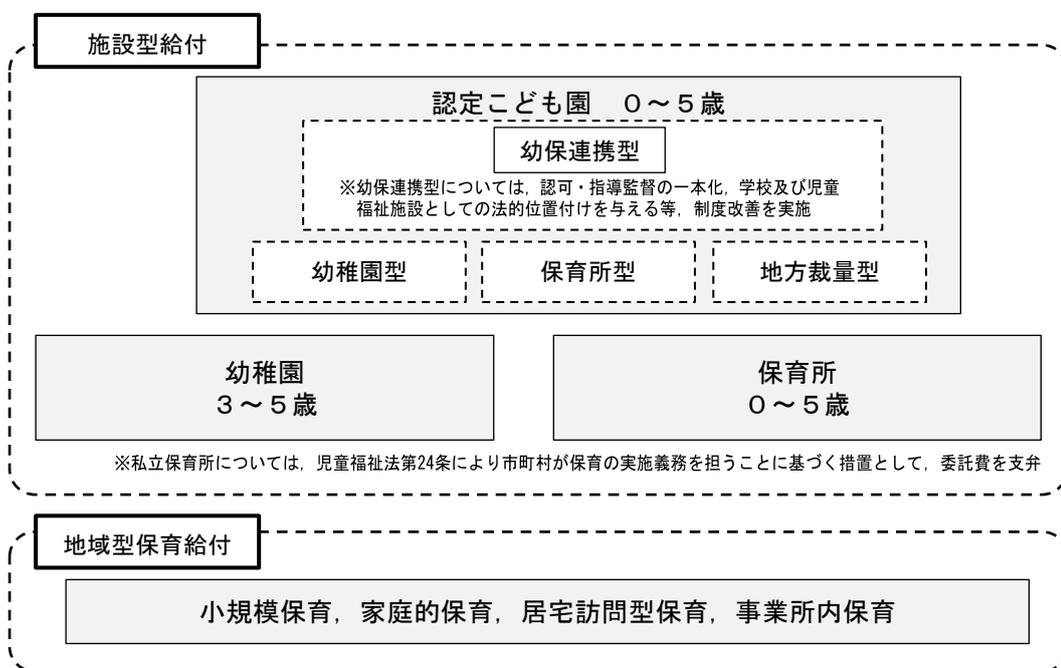
(1) 子ども・子育て支援給付

① 子どものための教育・保育給付（市町村主体）

【認定こども園・幼稚園・保育所・小規模保育等に係る共通の財政支援】

幼児期の学校教育と保育の必要性のある子どもへの保育について、給付対象の認定こども園・幼稚園・保育所・小規模保育等の施設等を利用した場合に給付の対象となります。

給付費が確実に子育て支援に使われるようにするため、保護者への直接的な給付ではなく、各施設等が代理で給付を受け、保護者は施設等からサービスを受けるしくみ（法定代理受領）となります。給付は、「施設型給付」と「地域型保育給付」に分かれます。



資料：内閣府

■地域型保育事業

子ども・子育て支援制度では定員が19人以下の保育事業について、市町村による認可事業（地域型保育事業）として、地域型保育給付の対象となっています。

認可定員	19人以下	小規模保育 事業主体：市町村、民間事業者等	居宅訪問型保育 事業主体：市町村、民間事業者等	事業所内保育 事業主体：事業主等
	6人以上 5人以下			
	1人	家庭的保育 事業主体：市町村、民間事業者等		
保育の実施場所等		保育者の居宅その他の場所、施設 (子どもの居宅及び事業所内保育を行う場所を除きます。)	保育を必要とする 子どもの居宅	事業所の従業員の子ども + 地域の保育を必要とする 子ども(地域枠)

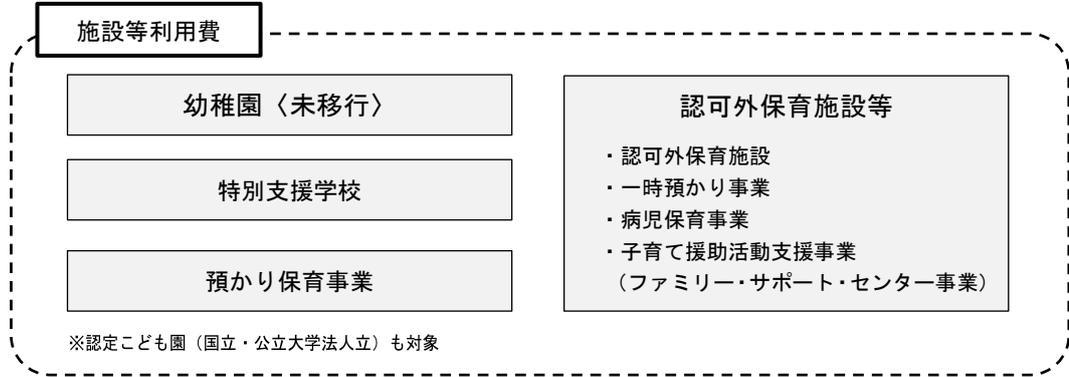
資料：内閣府



② 子育てのための施設等利用給付【新設】（市町村主体）

【幼稚園〈未移行〉，認可外保育施設，預かり保育等の利用に係る支援】

令和元年の「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」により，市町村の確認を受けた幼児期の教育及び保育等を行う施設等の利用に関する給付制度が創設されました。



資料：内閣府

(2) その他の子ども及び子どもを養育している方に必要な支援

① 地域子ども・子育て支援事業（市町村主体）

【地域の実情に応じた子育て支援】

地域子ども・子育て支援事業は，市町村が地域の子ども・子育て家庭の実情に応じて実施する事業です。

地域子ども・子育て支援事業は，子ども・子育て支援法第59条各号で13の事業が定められており，地域の課題解決のために必要なサービスを整備していきます。

地域子ども・子育て支援事業

- ①利用者支援事業
- ②地域子育て支援拠点事業
- ③妊婦健康診査
- ④乳児家庭全戸訪問事業
- ⑤養育支援訪問事業等及び子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業
- ⑥子育て短期支援事業
- ⑦子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
- ⑧一時預かり事業
- ⑨延長保育事業
- ⑩病児保育事業
- ⑪放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）
- ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業（幼稚園〈未移行〉における低所得者世帯等の子どもの食材費（副食費）に対する助成）
- ⑬多様な事業者の参入促進・能力活用事業





② 仕事・子育て両立支援事業（国主体）

【仕事と子育ての両立支援】

平成28年の「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」により、政府が事業所内保育業務を目的とする施設等の設置者に対する助成及び援助を行う事業「仕事・子育て両立支援事業」が創設されました。

■企業主導型保育事業

多様な就労形態に対応する保育サービスの拡大を行い、保育所待機児童の解消を図り、仕事と子育てとの両立に資することを目的としています。

■企業主導型ベビーシッター利用者支援事業

繁忙期の残業や夜勤等の多様な働き方をしている労働者が、ベビーシッター派遣サービスを利用した場合に、その利用料金の一部又は全部を助成します。

（3）子どもの認定区分

子ども・子育て支援給付のうち、子どものための教育・保育給付認定において、保育の必要性がある小学校就学前の子どもについては、3号認定は満3歳未満の子ども、2号認定は満3歳以上の子どもとされており、保育必要量の認定も行うこととされています。

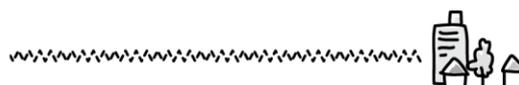
これに対し、子育てのための施設等利用給付認定において、保育の必要性がある小学校就学前の子どもについては、「新3号認定」は満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子ども、「新2号認定」は満3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した子どもとされており、保育必要量の認定はありません。また、「新3号認定」には保育の必要性以外にも住民税非課税世帯の子どもであることも要件とされています。

① 子どものための教育・保育給付の認定区分

認定区分	対象者（支給要件）	保育必要量（内容）	給付を受ける施設・事業
1号認定子ども	満3歳以上の小学校就学前子どもであって、 <u>2号認定子ども以外</u> のもの (第19条第1項第1号)	教育標準時間	幼稚園 認定こども園
2号認定子ども	満3歳以上の小学校就学前子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により <u>家庭において必要な保育を受けることが困難</u> であるもの (第19条第1項第2号)	保育短時間 保育標準時間	保育所 認定こども園
3号認定子ども	満3歳未満の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により <u>家庭において必要な保育を受けることが困難</u> であるもの (第19条第1項第3号)	保育短時間 保育標準時間	保育所 認定こども園 地域型保育

※支給要件（ ）内は子ども・子育て支援法における規定

資料：内閣府





保育の必要性の認定（2号及び3号の保育の必要性の認定を受ける子ども）に当たっては、以下の点を考慮して行われます。

事由	①就労 フルタイムのほか、パートタイム、夜間の就労等基本的にすべての就労 ②就労以外の事由 保護者の疾病・障がい、産前産後、親族の介護、災害復旧、求職活動及び就学等、またそれらに類するものとして市町村が定める事由
区分	①保育標準時間 主にフルタイムの就労を想定した長時間利用 （保育が必要な範囲内で、1日最大11時間※まで利用可能） ②保育短時間 主にパートタイムの就労を想定した短時間利用 （保育が必要な範囲内で、1日最大8時間※まで利用可能） ※開所時間などの設定は、各園で異なります。

※区分は、月単位の保育の必要量に関する区分

② 子育てのための施設等利用給付の認定区分（保育必要量の認定は不要）

認定区分	対象者（支給要件）	支給に係る施設・事業
1号認定子ども	満3歳以上の小学校就学前子どもであって、 <u>2号認定子ども・3号認定子ども以外</u> のもの（第30条の4第1号）	幼稚園、特別支援学校等
2号認定子ども （新2号認定）	満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過した小学校就学前子どもであって、第19条第1項第2号の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの（第30条の4第2号）	認定こども園、幼稚園、特別支援学校（満3歳入園児は3号、年少児からは2号）
3号認定子ども （新3号認定）	満3歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある小学校就学前子どもであって、第19条第1項第2号の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもののうち、 <u>保護者及び同一世帯員が市町村民税世帯非課税者</u> であるもの（第30条の4第3号）	認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業（2歳児クラスまで3号、3歳児クラスからは2号）

※支給要件（ ）内は子ども・子育て支援法における規定

資料：内閣府



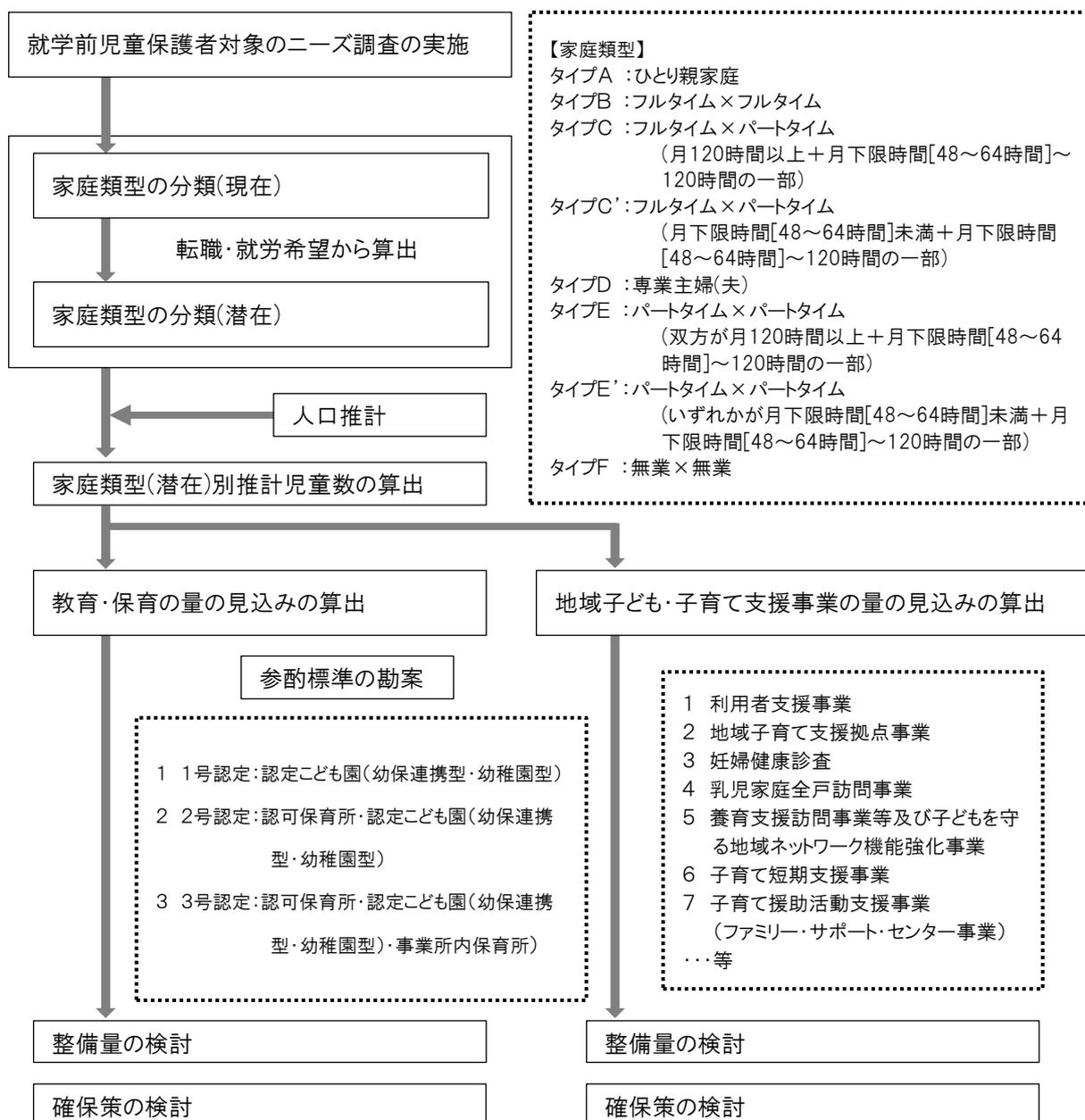


3. 教育・保育事業，地域子ども・子育て支援事業の ニーズ量推計

(1) 推計の手順

教育・保育事業，地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計にあたっては，就学前児童の保護者を対象としたニーズ量調査の結果をもとに，国が示した「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等における『量の見込み』の算出等の考え方（改訂版）」の手順に沿って算出し，本町の地域特性の整合性等を検証しながら，修正・加工を行いました。

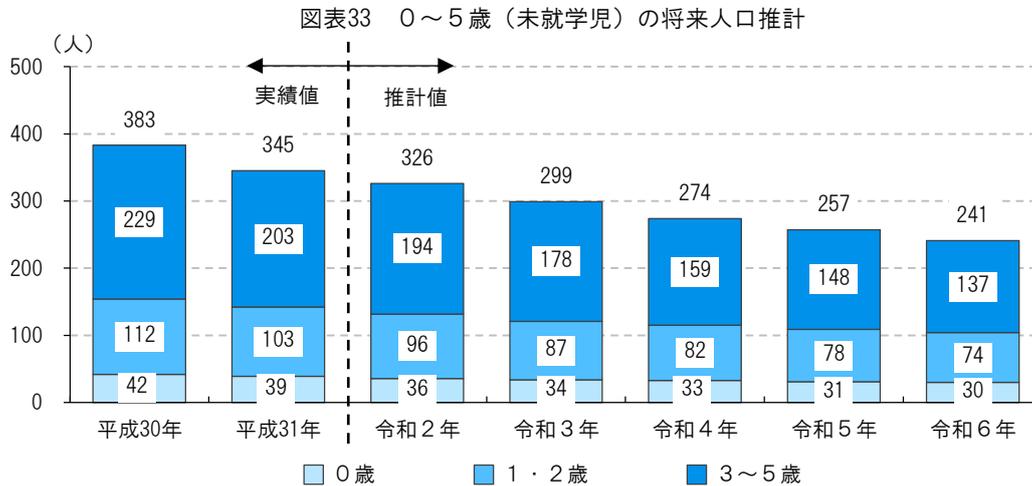
■ 教育・保育事業，地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計のフロー



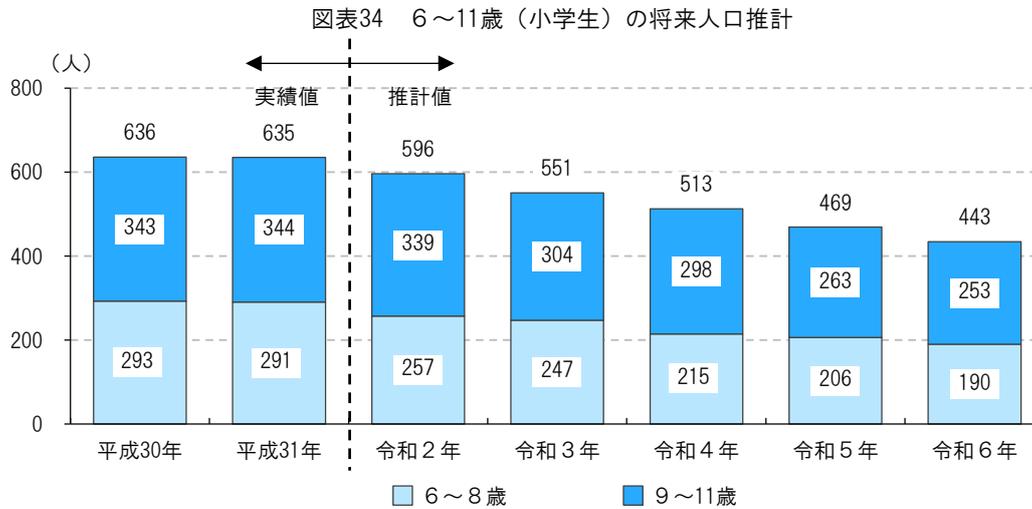


(2) 将来推計人口

本計画の計画期間（令和2年度～令和6年度）における年齢区分別児童人口の推計結果は以下のとおりです。0～5歳の未就学児童人口は令和6年には241人、小学生は443人と予測しています。



※住民基本台帳をもとにコーホート変化率法を用い算出（各年4月1日時点）



※住民基本台帳をもとにコーホート変化率法を用い算出（各年4月1日時点）





4. 教育・保育提供区域の設定

本町では、これまでの教育・保育施設の整備状況やサービス見込み量にかかわる推計、国による区域設定の諸条件等を総合的に勘案した結果、町全体を提供区域とすることで、計画期間中における需要量と供給量に対して十分かつ柔軟な対応が可能となることから、町全域を1つの提供区域として設定することとします。

なお、町全体を1つの提供区域としながらも、ニーズや利用状況の変化等を見極めながら、特定のエリアに施設整備が偏在することのないよう、各地域の特性や課題に応じた柔軟な対応をしていくこととします。

5. 幼児期の教育・保育

(1) 認定区分について

子ども・子育て支援制度では、利用者の「認定区分」に応じて利用可能な幼児期の教育・保育施設が区分されます。

本計画では、以下の「認定区分」毎に幼児期の教育・保育の確保方策を計画します。

図表35 幼児期の教育・保育に関する認定区分

認定区分	区分の概要	該当する施設・事業
1号認定	「保育の必要性」の認定を受けない、満3歳以上就学前の子ども 教育標準時間：4時間	認定こども園
2号認定 (保育認定)	「保育の必要性」の認定を受ける満3歳以上就学前の子ども 保育短時間：8時間まで 保育標準時間：11時間まで	認定こども園， 認可保育所
3号認定 (保育認定)	「保育の必要性」の認定を受ける満3歳未満の子ども 保育短時間：8時間まで 保育標準時間：11時間まで	認定こども園， 認可保育所， 事業所内保育所



(2) 各年度における教育・保育の量の見込み（目標事業量）

認定こども園や保育所の現在の利用状況、今後の利用希望、女性就業率の推計、計画期間の児童人口推計に基づき、計画期間における幼児期の教育・保育の量の見込みを推計しました。以下認定区分ごと、年齢ごとの量の見込みを計画期間の目標事業量とします。また、3号認定に関する保育利用率の目標値を以下のとおり定めます。

図表36 幼児期の学校教育・保育に関する量の見込み

単位：人

認定区分	対象年齢	平成30年実績	量の見込み				
			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1号認定	3歳児	25	22	21	19	18	17
	4・5歳児	83	66	60	54	50	46
2号認定	3歳児	36	33	32	28	26	25
	4・5歳児	74	73	65	58	54	49
3号認定	0歳児	12	13	12	12	11	10
	1歳児	32	24	22	21	20	19
	2歳児	29	36	32	30	29	27

※基準日：4月1日現在、0歳児は10月1日現在

図表37 3号認定に関する保育利用率の目標値

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
3号認定の利用定員数	102	102	102	102	102
0-2歳の児童人口推計	132	121	115	109	104
保育利用率の目標値	77.3%	84.3%	88.7%	93.6%	98.0%

(3) 提供体制の内容及びその実施時期（確保方策）

計画期間の量の見込み（目標事業量）に対応できるよう、幼児期の教育・保育の提供体制の確保については、以下の方針で取り組みます。

- 1号認定の提供体制は、認定こども園（幼保連携型・幼稚園型）により確保します。利根二葉幼稚園、利根大和幼稚園の2園は幼稚園型、布川保育園は幼保連携型として運営を行っています。令和2年度は、3園合わせて1号認定の定員は98名となり、第2期中も新たな待機児童が出現する見込みはなく、余裕のある体制を維持します。
- 2号認定の提供体制は、主に保育所又は認定こども園（幼保連携型・幼稚園型）により確保します。定員は保育所の2園で75名、認定こども園の3園で75名、合計150名で、第2期中も新たな待機児童が出現する見込みはなく、余裕のある体制を維持します。
- 3号認定の提供体制は、主に認可保育所・認定こども園（幼保連携型・幼稚園型）・事業所内保育所により確保します。定員は、保育所の2園で定員は55名、認定こども園の3園で35名、事業所内保育所が12名、合計102名で、第2期中も新たな待機児童が出現する見込みはなく、余裕のある体制を維持します。





[1] 1号認定【3～5歳 教育標準時間認定：認定こども園（幼保連携型・幼稚園型）】

保育の必要性の認定を受けない満3歳以上就学前の子どもが対象です。人口推計から児童数の減少が予想されるため、第2期の期間中の見込み量は3歳、4・5歳ともに減少を見込んでいますが、幼児教育無償化により、教育施設のニーズの高まりが予想されるため、ゆるやかな減少としています。

図表38 見込み量と確保方策（1号認定：3歳）

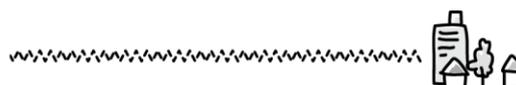
単位：人

1号認定：3歳	平成30年実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①見込み量 (必要利用定員総数)	25	22	21	19	18	17
②確保策	53	32	32	32	32	32
教育施設	50	28	28	28	28	28
保育施設	3	4	4	4	4	4
確認を受けない幼稚園	-	-	-	-	-	-
過不足(②-①)	28	10	11	13	14	15

図表39 見込み量と確保方策（1号認定：4・5歳）

単位：人

1号認定：4・5歳	平成30年実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①見込み量 (必要利用定員総数)	83	66	60	54	50	46
②確保策	107	66	66	66	66	66
教育施設	100	57	57	57	57	57
保育施設	7	9	9	9	9	9
確認を受けない幼稚園	-	-	-	-	-	-
過不足(②-①)	24	0	6	12	16	20





[2] 2号認定【3～5歳 保育認定：認可保育所・認定こども園（幼保連携型・幼稚園型）】

保育の必要性の認定を受ける満3歳以上就学前の子どもが対象です。人口推計から児童数の減少が予想されるため、第2期の期間中の見込み量は3歳、4・5歳ともに減少を見込んでいますが、幼児教育無償化により、教育・保育施設のニーズの高まりが予想されるため、ゆるやかな減少としています。

図表40 見込み量と確保方策（2号認定：3歳）

単位：人

2号認定：3歳	平成30年実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①見込み量 (必要利用定員総数)	36	33	32	28	26	25
教育利用想定	7	6	6	5	5	5
保育利用想定	29	27	26	23	21	20
②確保策	45	49	49	49	49	49
教育施設	5	12	12	12	12	12
保育施設	40	37	37	37	37	37
過不足(②-①)	9	16	17	21	23	24

図表41 見込み量と確保方策（2号認定：4・5歳）

単位：人

2号認定：4・5歳	平成30年実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①見込み量 (必要利用定員総数)	74	73	65	58	54	49
教育利用想定	11	11	10	9	8	7
保育利用想定	63	62	55	49	46	42
②確保策	96	101	101	101	101	101
教育施設	15	26	26	26	26	26
保育施設	81	75	75	75	75	75
過不足(②-①)	22	28	36	43	47	52





[3] 3号認定【0～2歳 保育認定：認可保育所・認定こども園（幼保連携型・幼稚園型）・事業所内保育所】

保育の必要性の認定を受ける満3歳未満の子どもが対象です。児童数の減少が予想されているため、第2期の見込み量は0歳児、1歳児、2歳児ともに減少を見込んでいます。

図表42 見込み量と確保方策（3号認定：0歳）

単位：人

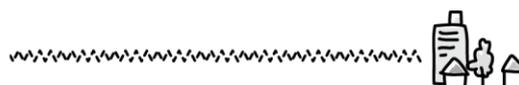
3号認定：0歳	平成30年実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①見込み量 (必要利用定員総数)	12	13	12	12	11	10
教育利用想定	0	0	0	0	0	0
保育利用想定	11	12	11	11	10	9
地域型保育利用想定	1	1	1	1	1	1
②確保策	22	21	21	21	21	21
教育施設	0	0	0	0	0	0
保育施設	16	17	17	17	17	17
地域型保育施設	6	4	4	4	4	4
過不足(②-①)	10	8	9	9	10	11

※見込み量の基準日：10月1日現在

図表43 見込み量と確保方策（3号認定：1歳）

単位：人

3号認定：1歳	平成30年実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①見込み量 (必要利用定員総数)	32	24	22	21	20	19
教育利用想定	2	1	1	1	1	1
保育利用想定	29	22	20	19	18	17
地域型保育利用想定	1	1	1	1	1	1
②確保策	32	36	36	36	36	36
教育施設	3	3	3	3	3	3
保育施設	23	29	29	29	29	29
地域型保育施設	6	4	4	4	4	4
過不足(②-①)	0	12	14	15	16	17





図表44 見込み量と確保方策（3号認定：2歳）

単位：人

3号認定：2歳	平成30年 実績	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①見込み量 (必要利用定員総数)	29	36	32	30	29	27
教育利用想定	4	5	5	4	4	4
保育利用想定	23	29	25	24	23	21
地域型保育利用想定	2	2	2	2	2	2
②確保策	44	45	45	45	45	45
教育施設	7	9	9	9	9	9
保育施設	30	32	32	32	32	32
地域型保育施設	7	4	4	4	4	4
過不足（②－①）	15	9	13	15	16	18



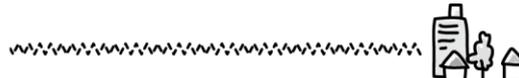


6. 地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業とは、子ども・子育て支援法第59条各号に該当する以下の13事業を指します。

図表45 地域子ども・子育て支援事業の一覧

事業名	事業の概要	掲載頁
(1) 利用者支援事業	子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業	55
(2) 地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業	56
(3) 妊婦健康診査	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、必要に応じた医学的検査を実施する事業	57
(4) 乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業	58
(5) 養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業 要保護児童対策協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の機能強化を図るため、調整機関職員の専門性強化と、関係機関間の連携強化を図る事業	59
(6) 子育て短期支援事業(ショートステイ)	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業(短期入所生活援助事業(ショートステイ事業)及び夜間養護等事業(トワイライトステイ事業))	60
(7) 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業	61
(8) 一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を、保育所等の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業	62
(9) 延長保育事業	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業	64
(10) 病児保育事業	病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等で、看護師等が一時的に保育等する事業	65
(11) 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)	保護者が就労等により昼間留守家庭となる小学校児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業	66
(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業	保護者の所得に応じて、教育・保育施設へ支払うべき教育・保育に必要な物品及び行事への参加費等を助成する事業	67
(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業	地域の教育・保育需要に沿った教育・保育施設等の量的拡大を進める上で、多様な事業者の新規参入を支援するほか、認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受入体制を構築することで、良質かつ適切な教育保育等の提供体制の確保を図る事業	67





(1) 利用者支援事業

子どもや保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供や、必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

本町事業名	利用者支援事業
事業概要	子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業
対象者	0歳～5歳
実施単位	実施か所数

■量の見込みと確保方策

第2期中は大きな体制変化を予定していないため、現状維持としています。

図表46 利用者支援事業の量の見込みと確保方策

	平成30 年実績	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み（か所）	1	1	1	1	1	1
確保方策（か所）	1	1	1	1	1	1





(2) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児や保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言やその他の援助を行う事業です。現在、「とね子育て支援センター」として文間保育園内の1か所で実施しています。

本町事業名	地域子育て支援拠点事業(とね子育て支援センター)
事業概要	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業
対象者	未就園児
実施単位	年間の利用延べ人数(人回)

図表47 地域子育て支援拠点事業 実績の推移

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
年間の利用延べ人数(人回) (子ども・保護者の合計)	1,174	1,031	1,058	657
実施事業所(か所)	1	1	1	1

■量の見込みと確保方策

第1期の実績値からニーズ量の減少がみられますが、現行の体制での対応を実施します。

図表48 地域子育て支援拠点事業の量の見込みと確保方策

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み(人回)	980	980	980	980	980
確保方策(か所)	1	1	1	1	1



(3) 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持と増進を図るため、妊婦への健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施し、必要に応じた医学的検査を実施する事業です。妊婦の対象人数が平成30年度で前年度から微増のため、現状維持としています。

本町事業名	妊婦健康診査
事業概要	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、必要に応じた医学的検査を実施する事業
対象者	妊婦
実施単位	対象者数（実人数）、健診延べ回数（人回）

図表49 妊婦健康診査 実績の推移

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
対象者数（実人数）	—	—	65	67
健診延べ回数（人回）	815	691	673	541

■量の見込みと確保方策

今後もすべての妊婦に対して健康診査を実施します。

図表50 妊婦健康診査の量の見込みと確保方策

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み（実人数）	65	65	65	65	65
健診延べ回数（人回）	680	680	680	680	680





(4) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

本町事業名	乳児家庭全戸訪問事業
事業概要	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業
対象者	0歳
実施単位	対象者数（実人数）

図表51 乳児家庭全戸訪問事業 実績の推移

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
対象者数（実人数）	60	44	46	42
実施事業	1	1	1	1

■量の見込みと確保方策

第2期中は現状維持を見込んでいます。今後も全戸訪問を実施します。

図表52 乳児家庭全戸訪問事業の量の見込みと確保方策

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み（実人数）	50	50	50	50	50
確保方策 事業実施予定	1	1	1	1	1



(5) 養育支援訪問事業，子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

養育支援が特に必要な家庭に訪問し，養育に関する指導・助言等を行い，適切な養育の実施を確保する事業です。また要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため，調整機関職員の専門性強化と，関係機関間の連携強化を図る事業です。

本町事業名	養育支援訪問事業，要保護児童対策地域協議会
事業概要	養育支援が特に必要な家庭に対して，その居宅を訪問し，養育に関する指導・助言等を行うことにより，当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業 要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため，調整機関職員の専門性強化と，関係機関間の連携強化を図る事業
対象者	0歳～18歳未満
実施単位	対象者数（実人数）

図表53 養育支援訪問事業，その他要保護児童の支援に資する事業の対象者数の推移

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
対象者数（実人数）	34	37	32	22
特定妊婦数（人）	5	7	11	0
要支援児童数（人）	29	30	21	22
要保護児童数（人）	0	0	0	0

■量の見込みと確保方策

今後も引き続き関係機関と情報を共有し，必要と認められる家庭に訪問し，相談や指導を実施します。

図表54 養育支援訪問事業，その他要保護児童の支援に資する事業の量の見込みと確保方策

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み（実人数）	35	35	35	35	35
確保方策 事業実施予定（訪問事業）	1	1	1	1	1





(6) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の疾病等の理由により、家庭において養育が一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

本町事業名	子育て短期支援事業(ショートステイ)
事業概要	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業(短期入所生活援助事業(ショートステイ事業))
対象者	0歳～18歳未満
実施単位	年間の利用延べ人数(人日)

図表55 子育て短期支援事業（ショートステイ） 実績の推移

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
年間の利用延べ人数（人日）	0	0	0	0
委託施設（か所）	—	—	—	4

■量の見込みと確保方策

第1期中は平成30年度からの実施のため、多くのニーズ量を見込んでいませんが、利用希望があった際には、事業を実施します。

図表56 子育て短期支援事業（ショートステイ）の量の見込みと確保方策

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み (a) (人日)	0	0	0	0	0
確保方策 (b) (人日)	28	28	28	28	28
委託施設 (か所)	4	4	4	4	4
過不足 (c=b-a)	28	28	28	28	28



(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業を実施します。

本町事業名	ファミリー・サポート・センター事業
事業概要	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業
対象者	0歳～小学生
実施単位	年間の利用延べ人数（人日）

図表57 ファミリー・サポート・センター（在宅福祉サービス事業）事業 実績の推移

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
年間の利用延べ人数（人日）	22	55	0	80
実施事業所（か所）	1	1	1	1

■量の見込みと確保方策

現在町では、ファミリー・サポート・センター事業は実施しておりませんが、類似事業としては「在宅福祉サービス事業」（社会福祉協議会）として放課後の送迎等をしています。

図表58 ファミリー・サポート・センター（在宅福祉サービス事業）事業の量の見込みと確保方策

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み（a）（人日）	88	88	88	88	88
確保方策（b）（人日）	90	90	90	90	90
実施事業所（か所）	1	1	1	1	1
過不足（c=b-a）	2	2	2	2	2





(8) - 1 一時預かり事業（在園児を対象とする幼稚園預かり保育）

幼稚園の標準的な利用時間外に、家庭で保育を受けることが一時的に困難な在園児を対象に幼稚園で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

本町事業名	一時預かり
事業概要	幼稚園の標準的な利用時間外に、家庭で保育を受けることが一時的に困難となった在園児を幼稚園において一時的に預かり、必要な保護を行う事業
対象者	3～5歳児
実施単位	年間の利用延べ人数（人日）

図表59 一時預かり事業（在園児を対象とする幼稚園預かり保育） 実績の推移

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
年間の利用延べ人数（人日）	1,565	2,596	1,592	1,262
実施事業所（か所）	2	2	2	3

■量の見込みと確保方策

第1期の実績値からニーズ量の減少が続いていますが、これまでどおり認定こども園3園での対応を見込んでいます。

図表60 一時預かり事業（在園児を対象とする幼稚園預かり保育）の量の見込みと確保方策

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み (a) (人日) 1号認定による利用	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800
確保方策 (b) (人日)	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100
実施事業所 (か所)	3	3	3	3	3
過不足 (c=b-a)	300	300	300	300	300



(8) - 2 一時預かり事業（幼稚園預かり保育以外）

家庭で保育を受けることが一時的に困難な乳幼児を、保育所等で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

本町事業名	保育所における一時預かり事業
事業概要	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を、保育所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業
対象者	未就学児
実施単位	年間の利用延べ人数（人日）

図表61 一時預かり事業（幼稚園預かり保育以外） 実績の推移

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
年間の利用延べ人数（人日）	512	766	522	203
実施事業所（か所）	4	4	4	3

■量の見込みと確保方策

第1期の実績値からニーズ量の減少がみられますが、保育所2園、事業所内保育所1園での対応を見込んでいます。

図表62 一時預かり事業（幼稚園預かり保育以外）の量の見込みと確保方策

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み (a) (人日)	500	500	500	500	500
確保方策 (b) (人日)	500	500	500	500	500
実施事業所 (か所)	3	3	3	3	3
過不足 (c=b-a)	0	0	0	0	0





(9) 延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の保育時間を超えて保育が必要な世帯に、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。

本町事業名	延長保育事業
事業概要	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間に、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業
対象者	未就学児
実施単位	利用人数（実人数）

図表63 延長保育事業 実績の推移

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
利用人数（実人数）	127	126	107	100
実施事業所（か所）	3	3	4	4

■量の見込みと確保方策

第1期の実績値から利用人数の減少がみられますが、現状維持とし、現行実施している認定こども園1園、保育所2園、事業所内保育所1園での対応を見込んでいます。

図表64 延長保育事業の量の見込みと確保方策

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み (a) (実人数)	115	115	115	115	115
確保方策 (b) (実人数)	150	150	150	150	150
実施事業所（か所）	4	4	4	4	4
過不足 (c=b-a)	35	35	35	35	35



(10) 病児保育事業

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等で、看護師等が一時的に保育等を実施する事業です。

本町事業名	病児保育事業
事業概要	病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等で、看護師等が一時的に保育等する事業
対象者	0歳～小学3年生
実施単位	年間の利用延べ人数（人日）

図表65 病児保育事業 実績の推移

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
年間の延べ利用人数（人日）	0	4	62	47
実施事業所（か所）	0	1	1	1

■量の見込みと確保方策

第1期の実績値では、直近の平成29～30年度にかけて利用人数の減少がみられますが、現行実施している1か所での対応を見込んでいます。

図表66 病児保育事業の量の見込みと確保方策

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み (a) (人日)	290	290	290	290	290
確保方策 (b) (人日)	550	550	550	550	550
実施事業所（か所）	1	1	1	1	1
過不足 (c=b-a)	260	260	260	260	260





(11) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が就労等により昼間留守家庭となる小学校児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊びや生活の場を提供し、健全な育成を図る事業です。

本町事業名	放課後児童クラブ
事業概要	保護者が就労等により昼間留守家庭となる小学校児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業
対象者	小学1年生～小学6年生
実施単位	利用人数（実人数）

図表67 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業） 実績の推移

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
利用人数（実人数）	111	114	108	105
低学年（人）	103	95	86	79
高学年（人）	8	19	22	26

※各年4月1日現在

■量の見込みと確保方策

第1期の実績値では、低学年で減少、高学年で増加の傾向がみられます。今後、児童数は減少傾向ですが、母親の就労の増加がみられ、現行実施している町内3か所の児童クラブでの対応を見込んでいます。

図表68 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）の量の見込みと確保方策

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み (a) (実人数)	110	110	110	110	110
低学年（人）	80	80	80	80	80
高学年（人）	30	30	30	30	30
確保方策 (b) (実人数)	120	120	120	120	120
実施施設（か所）	3	3	3	3	3
過不足 (c=b-a)	10	10	10	10	10



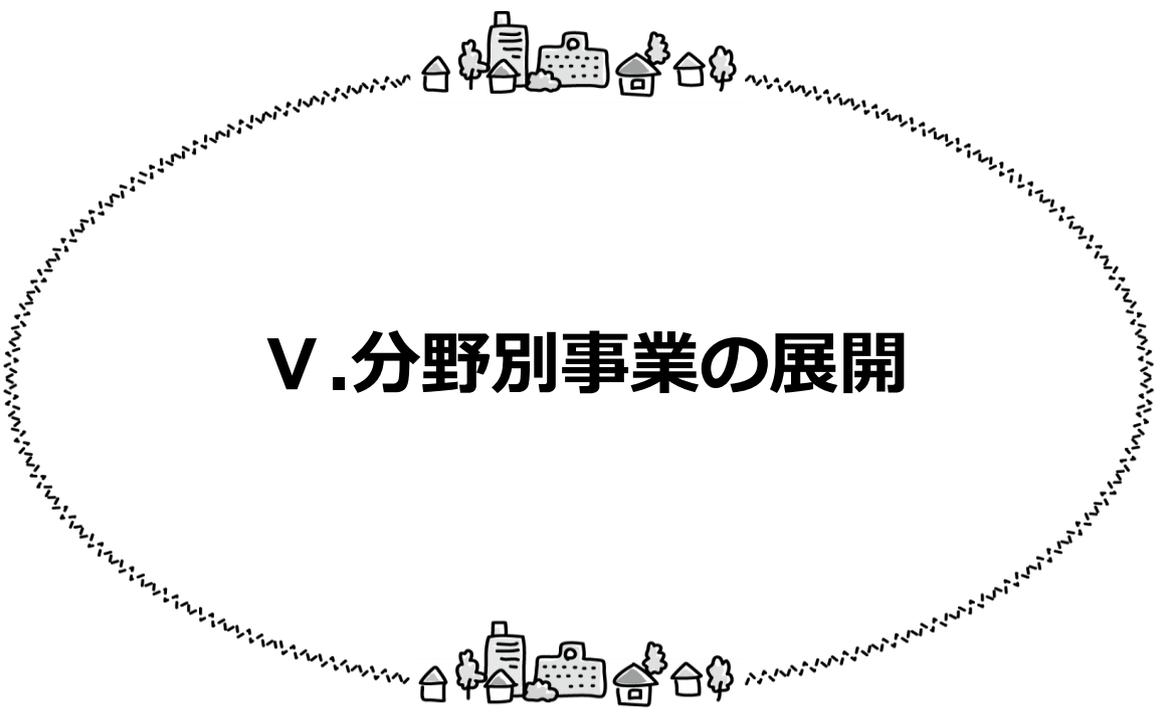
(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

地域の教育・保育需要に沿った教育・保育施設等の量的拡大を進める上で、多様な事業者の新規参入を支援するほか、認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受入体制を構築することで、良質かつ適切な教育保育等の提供体制の確保を図る事業です。





V.分野別事業の展開



1. 子育て家庭への支援充実

主要課題（1）相談と情報提供の充実

子育て世帯の誰もが教育・保育サービスを利用するにあたって、必要な情報提供や相談を受けられることが大前提です。サービスの質と量、さまざまな相談内容にきめ細やかに対応ができるよう体制の整備が必要です。また、サービスを必要とする人が必要ときにサービスを的確に受けられるよう、広報紙や掲示板、ホームページやSNSなど多様な手段で十分な情報提供をしていくことが求められています。

施策の方向

出産や子育てに対する精神的な不安を和らげるため、必要な情報提供や健康相談・保健指導の充実を図ります。

主な事業

番号	事業名	事業概要	担当課
1-1-1	子育て相談(保育所等)事業	身近なところで子育て相談や子育ての情報を提供できるよう、保育所等において子育ての相談や情報の提供をします。	子育て支援課
1-1-2	保育所等地域活動	保育所の園庭開放、退所した児童や地域の児童との共同活動等を行い、地域の子育てを支援します。	子育て支援課
1-1-3	地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター)	子育ての相談及び情報交換の場として文間保育園内の「とね子育て支援センター」において、実施します。さらに、雨の日でも過ごせ、いつでも気軽に親子で集い交流できる場所の設置を進めます。	子育て支援課 (子育て支援センター)
1-1-4	育児相談	子育て、発育観察及び保健相談を実施します。乳幼児健診の事後フォローをする機会となっています。	保健福祉センター
1-1-5	教育相談	教育相談員が子育て、不登校等教育に関する子供・保護者の相談窓口となり、子育て、不登校及び教育に関するすべての相談に対応します。	教育委員会 指導室
1-1-6	6・7か月児相談	6・7か月の乳児を対象とした離乳食指導と育児相談を行います。	保健福祉センター
1-1-7	子育て情報提供の充実	子育て支援ガイドブック・広報・ホームページ・携帯電話への情報メール配信等を含めたさまざまな媒体を利用し、子育て情報を提供します。	子育て支援課 保健福祉センター





主要課題（２）子育て家庭への経済的支援

不況が長引く状況下、非正規雇用の増加や不安定な雇用状態により、若い世代での貧困が問題となっており、少子化問題の要因として経済的な問題が大きいことがあげられます。安心して子どもを産み育てることができるよう、経済的支援が求められます。

施策の方向

子育て家庭への経済的支援として、児童手当などの各種手当や幼児教育・保育の無償化を推進します。

主な事業

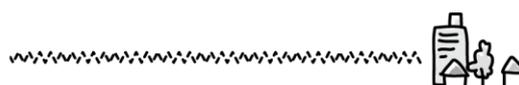
番号	事業名	事業概要	担当課
1-2-1	幼児教育・保育の無償化	教育・保育施設を利用している3歳以上の子ども、また0～2歳児の非課税世帯の子どもに対して、利用者負担額を無償化します。	子育て支援課
1-2-2	妊娠・出産祝い品支給事業	母子健康手帳交付時に授乳服、出生届出時に利根町内共通商品券を支給します。	子育て支援課
1-2-3	児童手当事業	中学校までの児童を養育している父母等に対し手当を支給します。	子育て支援課

主要課題（３）子育て支援ネットワーク・交流の場づくり

地域社会での人と人とのつながりの希薄化が問題となっている状況下、核家族化が進み、子育て世帯、特に母親が孤立しやすい状況となっています。少子化が進む中、子どもは地域の宝として、地域全体で子育て家庭を支えることができるよう、集いの場を整備し、子ども同士、親同士の交流の場を作ることが求められています。

施策の方向

雨の日でも過ごせ、いつでも気軽に親子で集い交流できる場所の設置を進めます。





主な事業

番号	事業名	事業概要	担当課
1-3-1	育児相談・ワイワイサロン事業	子育ての相談及び情報交換の場としてワイワイサロンを実施します。母親同士の交流の場としても活用します。	保健福祉センター
1-3-2	地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター)(再掲)	子育ての相談及び情報交換の場として文間保育園内の「とね子育て支援センター」において、実施します。さらに、雨の日でも過ごせ、いつでも気軽に親子で集い交流できる場所の設置を進めます。	子育て支援課 (子育て支援センター)
1-3-3	ファミリー・サポート・センター事業(在宅福祉サービス事業)	利根町社会福祉協議会において、育児などの援助を受けたい人で行いたい人たちが会員になり、相互に援助しあう会員組織の事業を実施します。	福祉課

2. 親と子の健康の確保と増進

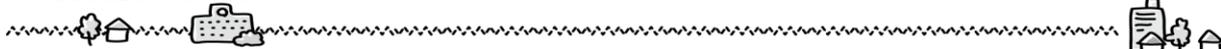
主要課題 (1) 子どもや母親の健康づくり

乳幼児が心身ともに健やかに成長するには保護者の健康と安定した家庭生活が不可欠です。保護者が安心して育児ができるよう相談体制、健診等の事業の充実を図り、保護者の心身の健康を支えるとともに、支援体制づくりに努め、子どもと母親の健康の確保を行うことが求められています。

施策の方向

妊娠出産から子育て期まで切れ目のない支援体制を整備します。各種健診・相談・予防接種の充実を図ります。地域医療と救急医療体制の充実を図ります。





主な事業

番号	事業名	事業概要	担当課
2-1-1	母子健康手帳の交付	妊娠・出産・育児まで、一貫した健康状態などを記録できる母子健康手帳を交付します。	保健福祉センター
2-1-2	妊産婦健康診査	妊産婦を対象として、医療機関における健康診査を行います。	保健福祉センター
2-1-3	マタニティスクール	妊娠・出産などについて知識を学習してもらう機会を提供します。	保健福祉センター
2-1-4	妊産婦相談	妊産婦の悩みや不安を軽減するため妊娠28週以降の妊婦に対し全員に電話相談をし、相談対応を行います。その他必要に応じて随時相談を行います。	保健福祉センター
2-1-5	妊産婦訪問相談	妊産婦の悩みや不安などに対し、家庭訪問による相談対応を行います。主に新生児訪問と同時にを行います。	保健福祉センター
2-1-6	産後ケア事業	出産後、体調や子育ての不安などがあり、自宅で身近な方のサポートが得られない母子に対し、医療機関等に日帰り又は宿泊して助産師等から指導及び支援が受けられるサービスを実施します。	保健福祉センター
2-1-7	新生児訪問相談	新生児及び乳児のいる家族を対象として保健指導を行います。	保健福祉センター
2-1-8	乳児健康診査	乳児を対象として、医療機関における健康診査を実施します。	保健福祉センター
2-1-9	親子遊び教室	1歳6か月児から2歳児を対象に親子での遊びをとおして子どもの成長と発達を支援します。	保健福祉センター
2-1-10	親子発達相談	子どもの発達を促すための療育指導を行います。	保健福祉センター
2-1-11	乳幼児健康診査	3・4か月、1歳6か月、3歳の乳児を対象として集団健康診査を実施します。	保健福祉センター
2-1-12	医療費の助成	未熟児養育医療や不妊治療費助成などの経済的負担の軽減を図ります。 小児医療福祉費支給制度(茨城県)や特例小児医療福祉費支給制度(利根町)により、0歳児から高校3年生(年齢相当)まで医療費の助成を行います。また、母子健康手帳の交付を受けた妊産婦に対しては、産婦人科でかかった医療費を助成している茨城県制度の妊産婦医療福祉費支給制度に加え、産婦人科以外の受診についても、町独自の助成を行い、妊産婦への医療費の助成を行います。	保健福祉センター 保険年金課



主要課題（２）食育の推進

健全な生活習慣を維持するうえで、食事は大きな要素となります。乳幼児期から正しい食事の摂り方や望ましい食習慣を定着させ、豊かな人間性の形成、さらには次世代においても安定した食習慣が受け継がれていけるように、各家庭での『食』への意識の向上と実践が求められています。

施策の方向

食への意識が希薄になり、食文化や食の安全性が失われつつあるため、食育を推進します。

主な事業

番号	事業名	事業概要	担当課
2-2-1	離乳食指導	離乳食の進め方に関する指導を行います。	保健福祉センター
2-2-2	乳幼児栄養相談	乳幼児の食事に関する悩みや困りごとに対する相談を行います。	保健福祉センター
2-2-3	食育教室	乳幼児期の望ましい食習慣に関する知識の普及を行います。	保健福祉センター
2-2-4	食育の推進	学校と家庭が連携し、望ましい食生活を推進し食生活の充実を図ります。	教育委員会 学校教育課





3. 子どもの成長に資する教育環境の整備

主要課題（1）学校教育環境の充実

次代の社会を担う人材を育てるうえで、学校教育は、重要な役割を担っています。多様化する現代社会に適應できるよう、幼児から少年期にかけての教育環境を向上させていくことが求められています。また、幼児期の教育・保育から小学校へとスムーズに移行できるよう、保育所、認定こども園等と小学校との連携強化が求められています。

施策の方向

幼保小連携を進め、円滑な接続に取り組み、適切な就学支援を行います。学校、家庭、地域が、それぞれの役割を十分に果たしながら、社会全体で子どもたちを守り育てる体制を構築します。特色ある教育を進めるため、英語教育などの先進的な教育を推進します。

主な事業

番号	事業名	事業概要	担当課
3-1-1	個に応じた多様な指導方法の充実	習熟度別学習，少人数指導，チームティーチング（複数の教員による学習指導）の積極的な取り入れなどにより，個人に応じた指導を充実します。	教育委員会 指導室
3-1-2	英語指導助手（ALT）の活用	町立小中学校に各1名の英語指導助手（ALT）を派遣します。	教育委員会 指導室
3-1-3	外部人材の活用	町立小中学校での外部人材の積極的な活用，教育ボランティア等の活用により，地域と連携協力し特色ある教育活動を進めます。	教育委員会 指導室
3-1-4	開かれた学校づくり	学校運営協議会の設置に向け取り組み，地域に開かれた学校づくりを推進します。	教育委員会 指導室
3-1-5	保育所，認定こども園と小学校の連携	幼保小の相互の参観や交流，教職員の研修などを行い，小学校への円滑な移行のため連携を推進します。	教育委員会 指導室
3-1-6	教育課程特例校（英語）	小学校1・2年生は，教育課程特例校の指定を受け，週に1時間「英語活動」の時間を設け，早期から英語に慣れ親しむ活動を取り入れています。	教育委員会 指導室
3-1-7	プログラミング教育	プログラミング的思考を育成するため，発達段階に応じたプログラミング教育を推進します。	教育委員会 指導室



主要課題（２）体験・交流活動の推進

子どもの日常生活にとって主要な時間を占める学校生活のほかにボランティア活動やスポーツ活動などの多様な体験活動，多世代との交流などを通じて，学校生活だけでは得られない豊かなこころと健康な身体を育ていけるような体験活動が求められています。

施策の方向

学校教育と連携を図り，子ども体験事業のさらなる充実を図ります。

主な事業

番号	事業名	事業概要	担当課
3-2-1	スポーツ少年団事業	スポーツを通じて，健全な心身を培いグループ活動の意義を身につけることを目的として事業を推進します。	教育委員会 生涯学習課
3-2-2	わくわく体験教室	自主性，協調性を持った子どもを育てることを目的に自然体験活動の場を提供します。	教育委員会 生涯学習課
3-2-3	多様な体験活動の 機会の充実	異年齢集団活動を通し，多様な体験活動の機会を得られるよう，さまざまな学習や自然体験活動の場を提供します。 ・孺恋村自然体験教室 ・小学生英語教室 ・夏休み体験教室	教育委員会 生涯学習課
3-2-4	多様な体験活動の 機会の充実	小学校における異年齢集団活動，自然体験活動などにおいて，縦割り集団活動を位置づけ，各小学校での計画のもと，子どもの情操を養います。 職場見学や職場体験などの社会体験活動を推進します。	教育委員会 指導室
3-2-5	地域交流推進事業 の実施	地域の人材や素材などの授業への活用を行い，特色ある教育活動と地域との交流を推進します。 「利根地固め唄」の小学生への演技指導	教育委員会 生涯学習課





主要課題（3）家庭・地域の教育力の向上

一般社会に通用する学力を持った子どもを育てるにあたって、家庭内、地域社会両面での教育力の向上が不可欠です。親子がともに学び、家庭内での教育力の向上につながる学習機会や情報提供を行うことが求められています。

施策の方向

学校と地域の連携による学校支援体制の充実や子どもを地域全体で育む環境の整備を推進します。学校内外の諸問題を抱える子どもや保護者の相談体制の充実を図ります。

主な事業

番号	事業名	事業概要	担当課
3-3-1	教育相談体制の充実	子育てや不登校などの教育に関する相談に対し、教育相談員が電話や来所による定期的な個別面接相談に応じます。	教育委員会 指導室
3-3-2	異世代交流事業の充実	乳幼児と高齢者の交流活動を行います。	福祉課
3-3-3	家庭教育に関する学習機会の充実	公民館等において、小学校等と連携した子育て支援や家庭教育に関する学習会などを開催します。	教育委員会 生涯学習課
3-3-4	親子で参加できるイベントの開催	親子で参加できるスポーツなど、各種体験活動を推進し、世代を超えたふれあいの場を提供します。	教育委員会 生涯学習課
3-3-5	子どもの読書活動推進事業	読み聞かせや講演会を通し、読書の楽しさを伝えます。	教育委員会 生涯学習課 (図書館)
3-3-6	スクールソーシャルワーカーの充実	児童生徒や保護者、教職員等のさまざまな悩みや相談を、専門的な立場から助言を行います。	教育委員会 指導室
3-3-7	適応指導教室の設置	適応指導教室「とねっ子ひろば」を開設し、不登校児童生徒の学校復帰に向けた支援を行います。	教育委員会 指導室



4. 安全な子育て環境の整備

主要課題（1）子どもの見守り体制の充実

子どもや子育て家庭にとって生活の場となる学校，認定こども園，保育所，道路及び公園など公共施設の安全性の確保，維持は非常に重要です。また，交通網の整備や歩道，街灯の整備により，町内での安全な移動を確保することや，犯罪から子どもを守る見守りボランティアの活動により，子どもが健やかに育つことができる社会・生活環境の整備が求められています。

施策の方向

子育て世帯が地域の中で見守られながら安心して生活できるよう，地域コミュニティの形成・強化を図ります。交通安全意識の啓発と危険個所の点検，子どもの交通安全対策を実施します。

主な事業

番号	事業名	事業概要	担当課
4-1-1	教育・保育施設の整備	老朽化や安全面から改修が必要とされる施設について，計画的な整備を支援していきます。	子育て支援課
4-1-2	青少年相談事業の充実	青少年相談員と関係機関が連携を取り，子どもの犯罪を防止します。	教育委員会 生涯学習課
4-1-3	社会を明るくする運動の推進	毎年7月を強化月間として，講演会への参加や集会などを実施します。	福祉課
4-1-4	地域生活道路の維持	合同点検等により確認された，通学路や未就学児が通行する道路の問題点を解消し，安全に通行できる道路環境を整備します。	建設課
4-1-5	通学路の安全の確保	『通学路交通安全プログラム』に基づき，毎年，警察，道路管理者等と合同点検を実施し，危険個所については，必要な改善を行います。	教育委員会 学校教育課
4-1-6	防犯灯の整備	地域の防犯灯の整備及び管理料の補助を行います。	総務課
4-1-7	関係機関との連携による防犯活動の実施	警察，幼稚園，保育所，学校，地域組織など関係機関との協力体制による防犯活動に取り組みます。	総務課 教育委員会 学校教育課 地域組織





主要課題（２）子どもの遊び場，居場所の確保と充実

子どもが心身ともに成長する大切な時期において，その過ごし方は非常に重要です。町内にある公園などに加え，雨の日でも子どもが遊べる施設を整備保持し，いつでも子どもが集まって楽しめる場を確保することが必要です。町内の公園や地区集会所などの児童遊具の十分な安全性を保持し，子どもの成長を支える安全，安心な活動の場づくりが必要です。

施策の方向

公園や緑地の整備，子どもの活動の場の情報提供を推進します。また，公園施設や遊具の安全管理に努めます。

主な事業

番号	事業名	事業概要	担当課
4-2-1	公園の管理	公園の維持管理を行い，子どもの遊び場を提供していきます。	都市整備課
4-2-2	児童遊具の適正な管理	遊具の適正な管理など，子どもの安全な遊び場を確保します。	都市整備課 子育て支援課



5. 仕事と生活の調和の促進

主要課題（1）働き方の見直しによる子育て環境の整備

女性も男性も、ともに仕事と子育て、地域活動などを両立させることができる社会が求められています。政府主導の働き方改革の推進により、長時間労働の見直しや仕事と子育て、介護などとの両立が進められていますが、依然として育児休業を取得しづらい職場環境や長時間労働の常態化は続いています。

引き続き、企業に対して子育てへの理解と配慮を深めるための意識啓発を進めるとともに、各種制度がより利用しやすいものとなるよう、国や県に対して職場環境改善策を要望していく必要があります。

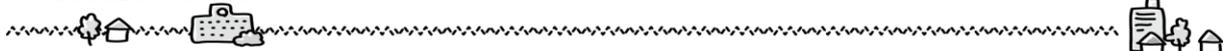
施策の方向

職場や家庭、学校などあらゆる機会を通じた男女共同参画に関する啓発活動を推進します。また、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた環境整備と各種休暇制度などの周知を図ります。

主な事業

番号	事業名	事業概要	担当課
5-1-1	育児休業法の啓発	子育て期間中の父母の働き方の見直しなどについて、法律や制度に合わせ啓発を行います。	総務課 子育て支援課
5-1-2	子育てにおける男女共同参画の推進	子育て支援情報の一元化、親子にやさしい公共施設の整備、母子保健各事業、生涯学習等の各事業などへの取り組みを推進します。	企画課 総務課 子育て支援課





6. 要保護児童への対応等, きめ細やかな取り組みの推進

主要課題（1）困難を抱える家庭への支援

市民の多様化が進む中、ひとり親家庭を含め、外国人家庭、貧困家庭など、生活をす
るうえで困難を持つ家庭も多様化し、年々増加しています。さまざまな困難家庭に適切
に対応できる相談体制の充実や施策の情報提供の推進を図り、支援を必要とする人に適
切に支援が受けられるようにすることが求められます。

施策の方向

ひとり親家庭に対し、各種経済的支援や事業の情報提供を行います。生活困窮や外国
につながる幼児など困難を抱える家庭の支援に努めます。

主な事業

番号	事業名	事業概要	担当課
6-1-1	経済的支援の実施	児童扶養手当、母子・父子家庭医療福祉費の支給、母子寡婦福祉資金の貸付案内を行います。	子育て支援課 保険年金課
6-1-2	ひとり親家庭交流事業	ひとり親家庭の親子や、親同士子ども同士の交流のために、事業委託し実施します。	子育て支援課

■生活困窮世帯等への学習支援（県事業）

この事業は、茨城県が行う「学習・生活支援」事業です。生活保護受給世帯や準要保
護世帯などの児童・生徒に対し、学習支援や進学などの助言等を行い、学習習慣・生活
習慣の確立や学習意欲の向上を図ることを目的として実施します。



主要課題（２）障がい児等への支援

増加傾向にある障がいのある乳幼児，児童に対して，早期に把握し，適切な療育支援を行うことは，障がいのある乳幼児，児童にとって社会的に自立していくために特に大切です。

近年は，障がいの有無にかかわらず，保育園・認定こども園・幼稚園・学校等で，特別な支援を必要とする子どもが増えています。

今後も障がいの早期発見に努めるとともに，適切な指導・助言を行い，子どもの心の安らかな発達の促進と育児不安の軽減，さらには障がいのある児童を受け入れることができる社会環境の整備に努めることが必要です。

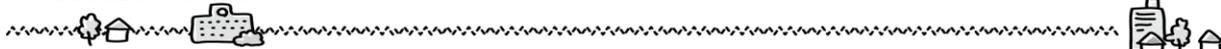
施策の方向

早期発見に努め，療育，教育における適切な支援を行います。

主な事業

番号	事業名	事業概要	担当課
6-2-1	障がい児保育	集団保育等を通じて，個々の児童に合わせた適切な指導のもとに健全な成長発達を支援します。	福祉課 子育て支援課
6-2-2	特別支援教育の充実	教育上，特別な配慮を要する児童生徒に対し，適正な就学指導を図ります。	教育委員会 指導室
6-2-3	各種手当の支給	特別児童扶養手当，障害児福祉手当，在宅心身障害児福祉手当を支給します。	福祉課
6-2-4	重度心身障害者医療福祉費の支給	重度心身障がい児に対し，医療費の支援を行います。	保険年金課
6-2-5	短期入所事業	障害者総合支援法に基づき，障がい児の短期入所事業を実施します。	福祉課
6-2-6	日中一時支援事業	重度心身障がい児が利用できる日中一時支援事業を実施します。	福祉課
6-2-7	特別支援教育相談員の配置	保護者及び教職員に対し，児童一人ひとりに応じた支援の在り方等についての相談や，発達検査を行います。	教育委員会 指導室





主要課題（3）児童虐待防止対策の充実

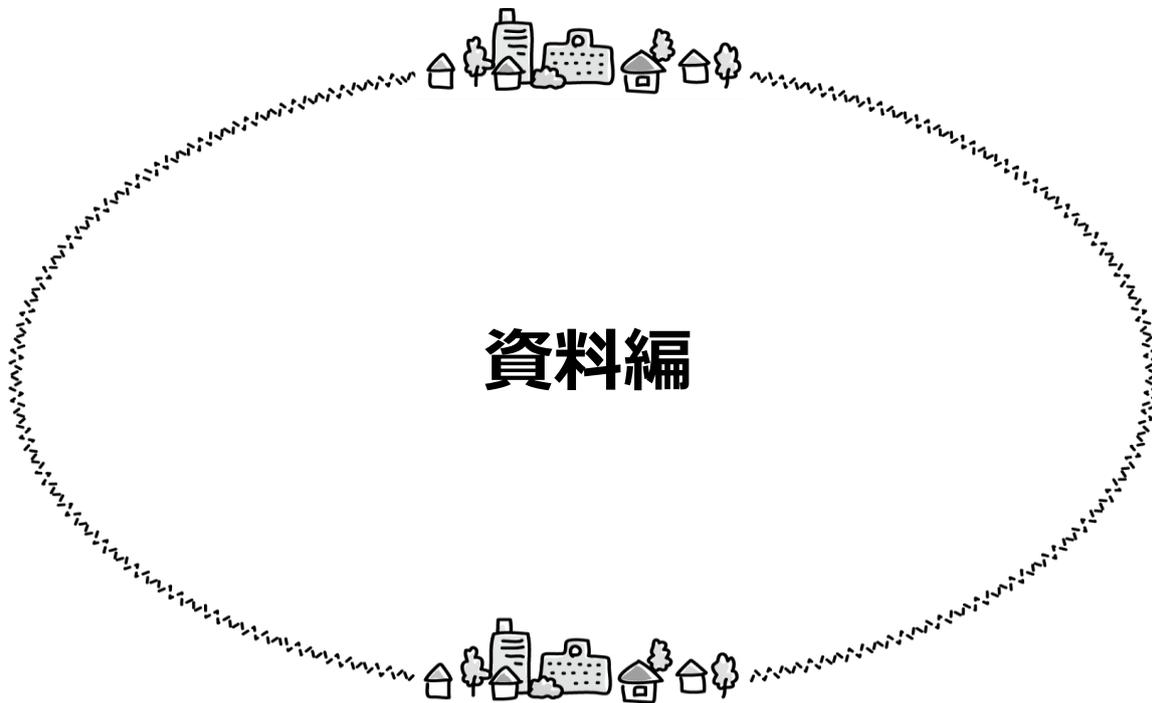
児童虐待件数は年々増加しており、新たな社会問題として取りざたされています。要保護児童対策地域協議会に係る代表者会議、実務者会議、個別支援会議の三体制のもと、要保護児童に対し児童相談所、保育所、認定こども園、学校及び関係機関との連携と情報交換等により、発生予防から早期発見・早期対応に努めています。今後も、さらに関係機関の連携を深め、発生の予防と児童虐待の通告の受理から対応までの業務に関する役割分担などを調整する必要があります。

施策の方向

子どもの権利擁護の啓発、児童虐待の早期発見・早期対応に努め、各機関との連携を図ることで、要保護児童の対策を推進します。

主な事業

番号	事業名	事業概要	担当課
6-3-1	要保護児童対策地域協議会	関係各課、機関との連携により児童虐待の早期発見、虐待の予防に努めるとともに啓発活動を実施します。	子育て支援課
6-3-2	各種関連事業の連携強化	育児相談、教育相談及び発達相談、母子健康診査、訪問指導などを通じて、児童虐待の予防、早期発見と関係機関との連携による支援を行います。	子育て支援課 福祉課 保健福祉センター 教育委員会 指導室 児童福祉施設
6-3-3	主任児童委員、民生委員児童委員の活用	民生委員児童委員から、児童虐待の情報を得ることにより、虐待の早期発見に努めます。	子育て支援課 福祉課
6-3-4	啓発事業	児童虐待防止のための広報・啓発等に関する取り組みを行います。	子育て支援課
6-3-5	子育て短期支援事業	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行います。	子育て支援課
6-3-6	子ども家庭総合支援拠点事業	児童虐待の早期発見を図るため、要保護児童対策地域協議会等の開催及び関係機関の連携や個別ケースの対応協議の実施。また、妊娠期から子どもの社会的自立に至るまでの包括的・継続的な支援に努めるため、子ども家庭総合支援拠点を設置します。	子育て支援課 関係各課





1. 計画の策定経過

■利根町子ども・子育て支援会議開催状況

平成30年度	第1回 平成30年10月11日（木） <ul style="list-style-type: none">●第2期利根町子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査（案）について●平成31年度利用定員の変更と現計画の見直しについて
	第2回 平成31年2月19日（火） <ul style="list-style-type: none">●第2期利根町子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査結果について●平成31年度利用定員の変更と現計画の見直しについて●平成31年度利用者負担額基準表の見直しについて
令和元年度	第1回 令和元年7月30日（火） <ul style="list-style-type: none">●子ども・子育て支援ニーズ調査の結果について●第2期利根町子ども・子育て支援事業計画書骨子案について
	第2回 令和元年11月12日（火） <ul style="list-style-type: none">●令和2年度利用定員の変更について●第2期利根町子ども・子育て支援事業計画書素案について
	第3回 令和2年1月21日（火） <ul style="list-style-type: none">●パブリックコメント結果について●第2期利根町子ども・子育て支援事業計画書最終案について





2. 利根町子ども・子育て支援会議設置要綱

平成 25 年 8 月 23 日

告示第 37 号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援に関する施策の総合的、かつ、計画的な推進に関し必要な事項及び該当施策の円滑な実施を図るため、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 77 条の規定に基づき、利根町子ども・子育て支援会議（以下「支援会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 支援会議は、次に掲げる事項について、協議を行うものとする。

- (1) 支援計画の策定及び改定に関すること。
- (2) 支援計画の措置の実施状況の進行管理に関すること。
- (3) 支援計画に係る他の事業計画との調整に関すること。
- (4) 次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）第 8 条の規定による利根町次世代育成支援行動計画に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、子育て支援事業に関すること。

(組織等)

第3条 支援会議は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者 5名以内
- (2) 各種団体等の代表者 20名以内
- (3) 一般町民 5名以内
- (4) 町行政職員 10名以内

3 委員長及び副委員長は、委員（町行政職員を除く。）の互選により定める。

4 委員長は、会務を総理し、支援会議を代表する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

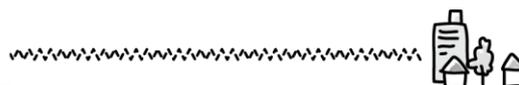
第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

3 前条第2項第2号及び第4号に規定する者が、当該職又は地位を離れたときは、委員の職を失う。

(会議)

第5条 支援会議は、委員長が必要に応じ招集し、その議長となる。





2 委員長は、必要があると認めるときは、支援会議に委員以外の者の出席若しくは資料の提出又は調査を依頼することができる。

(庶務)

第6条 支援会議の庶務は、子育て支援課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、支援会議の運営に関し必要な事項は、委員長が支援会議に諮って定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（平成28年告示第23号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年告示第54号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（平成31年告示第24号）

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(利根町次世代育成支援対策地域行動計画策定委員会設置要綱の廃止)

2 利根町次世代育成支援対策地域行動計画策定委員会設置要綱（平成16年利根町告示第25号）は、廃止する。





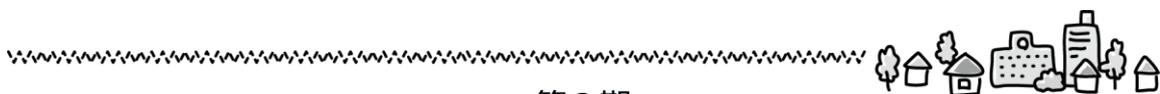
3. 利根町子ども・子育て支援会議委員名簿

	区分	所属	氏名	備考
1	学識経験者	更生保護女性会会長	鈴木 智恵子	
2	学識経験者	社会福祉協議会副会長	中野 傳功	
3	学識経験者	主任児童委員	高野 美香	
4	学識経験者	人権擁護委員	古田 吉光	
5	各種団体等	布川保育園保護者代表	金子 達哉	平成31年3月31日まで
			大久保 めぐみ	平成31年4月1日から
6	各種団体等	文間保育園保護者代表	岡野 奈緒	平成31年3月31日まで
			木村 忍	平成31年4月1日から
7	各種団体等	東文間保育園保護者代表	海老原 あすか	平成31年3月31日まで
			古川 尚子	平成31年4月1日から
8	各種団体等	利根二葉幼稚園保護者代表	阿部 隆男	平成31年3月31日まで
			中村 里佳	平成31年4月1日から
9	各種団体等	利根大和幼稚園保護者代表	川上 有香	
10	各種団体等	布川保育園園長	生芝 美恵子	
11	各種団体等	文間保育園園長	大竹 幸子	
12	各種団体等	東文間保育園園長	大竹 正人	
13	各種団体等	利根二葉幼稚園園長	落合 孝美	
14	各種団体等	利根大和幼稚園園長	羽生 丈夫	
15	各種団体等	もえぎ野わかば保育園	雑賀 正志	
16	各種団体等	町PTA連絡協議会	近藤 敬一	平成31年3月31日まで
			猪鹿月 涼一	平成31年4月1日から
17	各種団体等	校長会会長	仲田 義弘	
18	各種団体等	区長会会長	市川 英夫	
19	各種団体等	青少年相談員	岩井 初男	
20	各種団体等	商工関係	鈴木 亨	
21	各種団体等	企業代表	押田 文子	
22	一般町民	町民代表	畠山 史子	令和元年8月31日まで
			八十住 和世	令和元年9月1日から
23	一般町民	町民代表	小林 はるみ	令和元年8月31日まで
			山崎 敬子	令和元年9月1日から



	区分	所属	氏名	備考
24	町行政職員	総務課長補佐	久保田 政美	平成31年3月31日まで
			宮本 正裕	平成31年4月1日から
25	町行政職員	企画課長補佐	青木 正道	平成31年3月31日まで
			藤波 勝	平成31年4月1日から
26	町行政職員	福祉課長補佐	蜂谷 忠義	
27	町行政職員	保健福祉センター課長補佐	勝村 健	平成31年3月31日まで
			大津 聖二	平成31年4月1日から
28	町行政職員	保険年金課長補佐	番場 茂	
29	町行政職員	建設課長補佐	中村 敏明	平成31年3月31日まで
			亀谷 英一	平成31年4月1日から
30	町行政職員	都市整備課長補佐	大越 聖之	平成31年4月1日から
31	町行政職員	学校教育課長補佐	弓削 紀之	平成31年3月31日まで
			布袋 哲朗	平成31年4月1日から
32	町行政職員	生涯学習課長補佐	田口 輝夫	平成31年3月31日まで
			中村 寛之	平成31年4月1日から
33	町行政職員	指導室長	直井 由貴	





第2期
利根町子ども・子育て支援事業計画
令和2年3月

発行 茨城県利根町
編集 利根町子育て支援課
〒300-1696
茨城県北相馬郡利根町布川841番地1
電話 0297-68-2211 (代表)
FAX 0297-68-6910



